

津 市 公 報		第 8 3 号 平成 2 1 年 6 月 5 日
目 次		
条 例		
津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例		
津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例		
津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例		
津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		
津市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		
津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例		
津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例		
規 則		
津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則		
津市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則		
津市消防法等施行取扱規則の一部を改正する規則		
津市市税条例施行規則の一部を改正する規則		
告 示		
津市斎場の使用料徴収事務の委託		
認可地縁団体の告示事項の変更		
認可地縁団体の告示事項の変更		
認可地縁団体の告示事項の変更		
認可地縁団体の告示事項の変更		
認可地縁団体の告示事項の変更		
認可地縁団体の告示事項の変更		
市議会臨時会の招集		
市議会の招集		
国民健康保険被保険者証の無効		
国民健康保険被保険者証の無効		
認可地縁団体の告示事項の変更		
認可地縁団体の告示事項の変更		
市議会臨時会に付議する事件の追加		
認可地縁団体の告示事項の変更		
認可地縁団体の告示事項の変更		
認可地縁団体の告示事項の変更		
認可地縁団体の告示事項の変更		
認可地縁団体の告示事項の変更		
公 告		
建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行		
道路位置の指定		
道路位置の指定		
道路位置の指定		
犬の抑留		
都市計画事業の事業計画の変更認可		
開発行為に関する工事の完了		
犬の抑留		
消防本部訓令		
津市消防事務専決規程の一部を改正する訓令		

津市消防違反処理規程の一部を改正する訓令
津市火災予防査察規程の一部を改正する訓令
津市消防署の組織に関する訓令の一部を改正する訓令

教育委員会告示

教育委員会の招集

選挙管理委員会告示

選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所
在外選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所

監査委員告示

監査結果の公表

目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 1 年 5 月 2 9 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 2 5 号

津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（平成 2 1 年 6 月に支給する期末手当の特例）

- 3 平成 2 1 年 6 月に支給する期末手当に関する第 6 条第 2 項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 1 9 0」とあるのは、「1 0 0 分の 1 7 5」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 5 月 29 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 26 号

津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（平成 18 年津市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第 2 項に見出しとして「（給料月額の特例）」を付する。

附則に次の 1 項を加える。

（平成 21 年 6 月に支給する期末手当の特例）

- 3 平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する第 4 条の規定の適用については、同条中「100 分の 210」とあるのは、「100 分の 195」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 5 月 29 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 27 号

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成 18 年津市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（平成 21 年 6 月に支給する期末手当の特例）

- 6 平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する第 4 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 210」とあるのは、「100 分の 195」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 5 月 29 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 28 号

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

津市職員の給与に関する条例（平成 18 年津市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

附則第 13 項を次のように改める。

（平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例）

- 13 平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第 32 条第 2 項及び第 3 項並びに第 35 条第 2 項の規定の適用については、第 32 条第 2 項中「100 分の 140、」とあるのは「100 分の 125、」と、「100 分の 120」とあるのは「100 分の 110」と、同条第 3 項中「「100 分の 140」とあるのは「100 分の 75」」とあるのは「「100 分の 125」とあるのは「100 分の 70」」と、「「100 分の 120」とあるのは「100 分の 65」」とあるのは「「100 分の 110」とあるのは「100 分の 60」と、「100 分の 140」とあるのは「100 分の 75」」と、第 35 条第 2 項第 1 号中「100 分の 75」とあるのは「100 分の 70」と、「100 分の 95」とあるのは「100 分の 85」と、同項第 2 号中「100 分の 35」とあるのは「100 分の 30」と、「100 分の 45」とあるのは「100 分の 40」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 1 年 5 月 2 9 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 2 9 号

津市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

津市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 1 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 5 月 29 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 30 号

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例（平成 18 年津市条例第 227 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 5 月 29 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 31 号

津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 18 年津市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「別表第 1」を「別表」に改め、同条第 2 項中「別表第 2 に定める額」を「1 日当たり議長等の住居から参集場所までの往復に要する距離 1 キロメートルにつき 37 円」に改める。

別表第 2 を削り、別表第 1 を別表とする。

附 則

- 1 この条例は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に弁償すべき理由を生じた費用弁償について適用し、同日前に弁償すべき理由を生じた費用弁償については、なお従前の例による。

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 21 年 5 月 29 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 20 号

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の給与の支給に関する規則（平成 18 年津市規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項第 1 号ア中「労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 32 条、第 40 条第 1 項、第 131 条第 1 項及び第 3 項、労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第 25 条の 2、労働基準法施行規則の一部を改正する省令（平成 6 年労働省令第 1 号）附則第 3 条及び第 4 条並びに労働基準法第 32 条第 1 項の労働時間等に係る経過措置に関する政令（昭和 62 年政令第 397 号）第 1 条及び第 2 条に規定する労働者の基準労働時間（以下「法定労働時間」という。）」を「勤務時間条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間」に改め、同号イ及び同項第 2 号中「法定労働時間」を「勤務時間条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 5 月 29 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 21 号

津市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

津市消防本部の組織に関する規則（平成 18 年津市規則第 217 号）の一部を次のように改正する。

別表予防課の部予防担当の項第 2 号中「自主防火管理体制」の次に「及び自主防災管理体制」を加え、同部設備担当の項第 6 号中「防火対象物定期点検報告制度」の次に「及び防災管理点検報告制度」を加え、同部設備担当の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とする。

附 則

この規則は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

津市消防法等施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 5 月 29 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 22 号

津市消防法等施行取扱規則の一部を改正する規則

津市消防法等施行取扱規則（平成 18 年津市規則第 229 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 8 条第 5 項」の次に「（法第 36 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「第 8 条の 2 第 4 項及び第 17 条の 4 第 2 項」を「第 8 条の 2 第 4 項（法第 36 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。）」、第 8 条の 2 の 5 第 4 項及び第 17 条の 4 第 3 項」に改める。

附 則

この規則は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 5 月 29 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 23 号

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

津市市税条例施行規則（平成 18 年津市規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 43 号様式その 1 からその 5 までを次のように改める。

(1)

年度
市 民 税 ・ 県 民 税
納 税 通 知 書

年 月 日

様方

様

津市長 (氏 名) 印

お電話でお問い合わせの際は、右の「お問い合わせ番号」をお伝えください。
この通知書は、少なくとも5年間は大切に保管してください。

お問い合わせ番号

次の納付額を納期限までに納付してください。

全 期 分 納 付		期 別 納 付				
納期限	年 月 日	納期限	第 1 期 分 日 年 月 日	第 2 期 分 日 年 月 日	第 3 期 分 日 年 月 日	第 4 期 分 日 年 月 日
納付額 (充当後)	円	納付額 (充当後)	円	円	円	円

(2)

◎ 賦課の根拠

この税金は、地方税法及び津市市税条例の規定により、 年1月1日現在、津市内に住所を有する個人又は津市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有する個人に課税されます。

◎ 市民税・県民税が課税される人

市民税・県民税は前年中の所得に応じて均等割及び所得割が課税されます。

均等割が課税される人

前年中に扶養親族がいる場合	前年中に扶養親族がない場合
前年中の合計所得金額が次の金額を超える人 円×(扶養親族数+1)+ 円	前年中の合計所得金額が 円を超える人

所得割が課税される人

前年中に扶養親族がいる場合	前年中に扶養親族がない場合
前年中の総所得金額等が次の金額を超える人 円×(扶養親族数+1)+ 円	前年中の総所得金額等が 円を超える人

年 月 日現在において本人が寡婦・寡夫・障害者・未成年者のいずれかに該当し、かつ、合計所得金額が 万円以下の人は、均等割及び所得割は課税されません。

※合計所得金額とは、分離課税所得の特別控除や損失の繰越控除を適用する前の所得を合計した金額です。

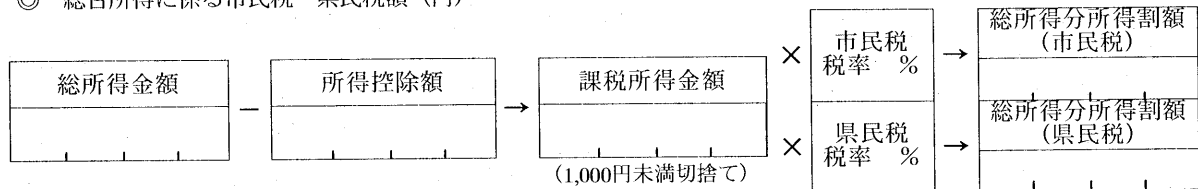
※総所得金額等とは、損失の繰越控除を適用した後の所得を合計した金額です。

※市民税・県民税が天引きされている株式等の譲渡所得・配当所得の場合、市民税・県民税申告書や所得税の確定申告書で申告したものが、合計所得金額・総所得金額等に加算されます。

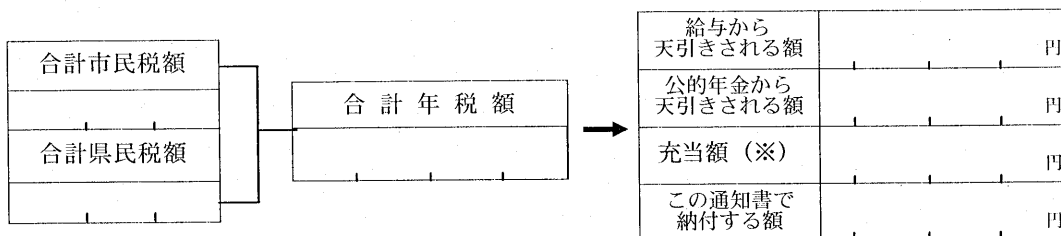
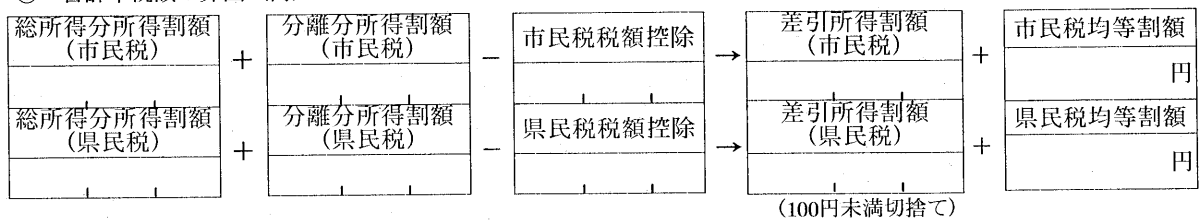
(3)

年度 あなたの市民税・県民税の計算の流れ

◎ 総合所得に係る市民税・県民税額 (円)



◎ 合計年税額の算出 (円)



※充当額とは配当割額・株式譲渡所得割額控除額が所得割より控除することができなかった場合に税額に充当される金額です。

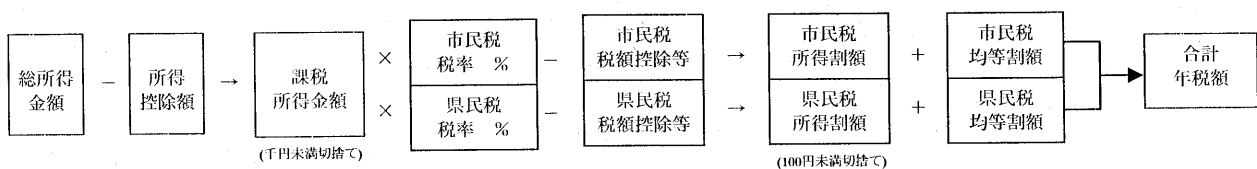
(4)

◎ 市民税・県民税の計算の流れ

市民税・県民税の税額は、均等割額と所得割額の合計です。

均等割額は定額で、所得割額は前年中の所得金額と所得控除額を基に計算します。

1 総合所得金額	営業・農業・不動産・給与・公的年金等の所得を計算し合計します。 不動産及び株式等の譲渡所得、先物取引に関する所得、山林所得は分離課税所得として異なる税率が適用されます。
2 所得控除額	所得から差し引く所得控除額を計算し合計します。
3 課税所得金額	1で計算した総合所得金額から、2で計算した所得控除額を差し引きます。
4 所得割額	3で計算した課税所得金額に税率（市民税 %・県民税 %）をかけます。
5 税額控除等	4で計算した所得割額から税額控除を差し引きます。
6 均等割額	税額控除後の所得割額に均等割額を加算します。 均等割額は市民税 円・県民税 円です。
7 合計年税額	算出された市民税と県民税を合計します。 この金額が、あなたが 年度に納付する市民税・県民税の額です。



※分離課税所得（不動産・株式の譲渡など）がある場合は、分離課税所得に税率をかけた額が所得割に算入されます。

(5)

年度 市民税・県民税 課税の明細 (所得及び所得控除)

納税義務者	住所 氏名			様	通知書番号	
総所得金額の内訳 (円)					分離課税の所得金額の内訳 (円)	
営業等		給与 雑	(収入)		短期譲渡	
農業			所得		長期譲渡	
不動産			公的年金収入		山林	
利子			その他		株式等譲渡	
配当			雑所得の合計		先物取引	
繰越損失		総合譲渡・一時				
総所得金額				円	人的控除等の内訳	
合計所得金額				円		
所得控除金額の内訳 (円)						
雑損		障・寡・勤			控配	
医療費		配偶者			老控配	扶養 障害
社会保険料		配偶者特別			特定	(内同居)
小規模企業共済等		扶養			老人	その他
生命保険料		基礎			(内同居)	本人 障害
地震保険料		控除の合計			他扶養	特別 その他
					勤労学生	寡婦 特定 一般
					調整	寡夫
					家屋敷	

(6)

◎ 納付場所

◎ 口座振替を御希望の人へ

新たに口座振替を御希望の人は、津市内の上記市税取扱金融機関の窓口にお申し出ください。
お申し込みの際には預金通帳とその印鑑、納税通知書が必要となります。

市外にお住まいの人で口座振替を希望される人は、申込書を送付しますので、(名称)課(電話番号)まで御連絡ください。

※申し込み手続は、納期限の前月末までに行ってください。

(7)

年度 市民税・県民税 課税の明細 (税額計算等)

課税所得金額及び算出税額

税額控除等の内訳 (円)

所得区分	課税所得金額 (千円)	市民税(円)	県民税(円)	種類	市民税	県民税
総所得分				調整控除		
分離短期				寄附金		
分離長期				住宅借入金等		
山林				配当割・譲渡割		
株式譲渡				配当控除		
先物取引				その他		

年税額及び納付税額の計算 (円)

区分	算出税額の合計	税額控除等	差引所得割額	均等割額	年税額
市民税					
県民税					
給与から天引きされる税額	公的年金から天引きされる金額	差引普通徴収税額	控除することができなかった配当割・譲渡割	左記の額に係る充当額	

普通徴収の方法により
徴収する額の納期及び
納付額 (円)

期別	第1期分	第2期分	第3期分	第4期分
納付額				
充当額				
充当後納付額				

(8)

◎ 津市から転出された人へ

市民税・県民税はその年の1月1日時点の住所地にて課税されます。そのため、
1月2日以降に津市を転出された場合でも、年度の市民税・県民税は津市に納付してください。また、
年度の所得証明書、年度の課税証明書等についても津市で発行します。

◎ 退職・休職などをされた人へ

退職・休職等の理由で市民税・県民税の給与天引きができなくなった人は、この通知書で納付してください。なお、給与天引きを再開する場合は、勤務先事業所の給与事務担当者の方から(名称)課に、給与天引き再開の旨を御連絡ください。

◎ 納税義務者が亡くなられた場合

市民税・県民税は、その年の1月1日時点で津市に居住していた人に課税され、その人が年の途中に亡くなられた場合でも、納税義務は相続人が引き継ぐことになります。そのため、この通知書の市民税・県民税は相続人に当たる人が納付してください。

◎ この税金についてのお問い合わせ先

市民税・県民税の計算 に関すること	(名称) 課 (名称) 担当	(電話番号)
	(名称) 課 (名称) 担当	(電話番号)
納税に関する御相談	(名称) 課 (名称) 担当	(電話番号)
納付方法・口座振替に関すること	(名称) 課 (名称) 担当	(電話番号)

(9)

公的年金からの特別徴収税額及び徴収月

徴収月	特別徴収税額
年 月	円
年 月	円
年 月	円

特別徴収を行う公的年金の支払者及び種類

支払者の名称	
公的年金の種類	

あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、次の額を特別徴収の方法によって徴収しますので通知します。

徴収月	特別徴収税額
年 月	円
年 月	円
年 月	円

(10)

市民税・県民税の公的年金からの特別徴収（天引き）について

年10月以降に支払われる公的年金から市民税・県民税が特別徴収（天引き）となります。

ただし、給与所得など公的年金以外の所得に係る市民税・県民税は、公的年金からの特別徴収の対象とならず、別に納付していただきます。

◎ 特別徴収の対象者となる人

次の条件を全て満たす人が対象となります。

- 1 年4月1日時点で65歳以上の人
- 2 前年中より公的年金を受給している人
- 3 年1月1日以後、津市内に住所を有している人
- 4 介護保険が年金からの特別徴収となっている人

◎ 年度の特別徴収の時期及び税額

第1期、第2期は普通徴収の方法で納付していただきます。お近くの金融機関にて納付してください。

10月以降は残りの税額を3等分して年金より天引きします。

徴収方法	自分で納付（普通徴収）		年金から天引き（特別徴収）		
徴収時期	第1期（6月）	第2期（8月）	10月	12月	翌年2月
税額	年税額の4分の1	年税額の4分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1

◎ 年度の特別徴収の時期及び税額

4～8月支給の年金からは、年 月に天引きした額と同額を仮徴収として天引きします。

10月～翌年2月支給の年金からは、年税額から仮徴収分を差し引いて3等分した額を天引きします。

徴収方法	年金からの天引き（特別徴収）					
	仮徴収			本徴収		
徴収時期	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
税額	年 月の特別徴収額と同じ額	年 月の特別徴収額と同じ額	年 月の特別徴収額と同じ額	年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1	年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1	年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1

(1 1)

◎ 市民税・県民税の税率等（一般的なものに限り掲載しています。）

所得等の種類	市民税の税率	県民税の税率	所得等の種類	市民税の税率	県民税の税率
均等割	円	円	所得割	分離短期譲渡所得	%
所得割（総所得）	%	%		分離長期譲渡所得	%
				上場株式等譲渡所得	%

◎ 所得の種類と一般的な内容

種 類	内 容
総所得	給与所得 勤務先から受け取る給料・賞与等による所得
	営業所得 商・工業や漁業等の自営業による所得
	農業所得 農業による所得
	不動産所得 不動産等の貸付けによる所得
	利子所得 預貯金の利子等により生ずる所得
	配当所得 株式等の配当金により生ずる所得
	総合譲渡所得 不動産以外の資産の譲渡により生ずる所得
	一時所得 生命保険・損害保険の満期返戻金等により生ずる所得
分離課税所得	雑所得 公的年金等による所得・他の所得に当てはまらない所得
	山林所得 山林の譲渡や立木を売却した場合の所得
	短期譲渡所得 土地・建物等の譲渡により生ずる所得
	長期譲渡所得 短期譲渡所得：譲渡する資産の所有期間が5年未満の場合 長期譲渡所得：譲渡する資産の所有期間が5年を超える場合
	株式等の譲渡所得 株式等の譲渡による所得
	先物取引に係る所得 商品先物取引により生ずる所得

(1 2)

◎ 所得控除の種類 ※市民税・県民税と所得税では控除額が異なるものがあります。

種 類	内 容
雑損控除	住宅・家財等に災害・盗難等による損失が生じた場合、損失額のうち一定額を控除します。
医療費控除	自分や生計を一にする親族の医療費等を支払った場合、支払医療費のうち、一定額を超える金額を控除します。
社会保険料控除	自分や生計を一にする親族の社会保険料（健康保険料・国民年金保険料等）を支払った場合、支払金額を控除します。
小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度に基づく掛金等の支払金額を控除します。
生命保険料控除	保険金受取人が本人や配偶者・親族となっている生命保険契約等について、その保険料を納税義務者が支払った場合、支払金額のうち一定額を控除します。
地震保険料控除	居住用家屋等の損害保険契約に基づき地震等損害部分の保険料を支払った場合、支払金額のうち一定額を控除します。平成18年末までに締結した長期損害保険料（保険期間が10年以上で満期返戻金のあるもの）も控除の対象です。
寡婦控除	夫と死別又は離婚した後婚姻していない人のうち、一定の条件を満たす人が控除の対象となります。
寡夫控除	妻と死別又は離婚した後婚姻していない人のうち、一定の条件を満たす人が控除の対象となります。
勤労学生控除	大学・専修学校・高等学校等の学生で、一定の条件を満たす人が控除の対象となります。
障害者控除	自分や控除対象配偶者・扶養親族が障害者である場合、控除の対象となります。

(1 3)

◎ 所得控除の種類 ※市民税・県民税と所得税では控除額が異なるものがあります。

種 類	内 容
配 偶 者 控 除	あなたと生計を一にする配偶者及び扶養親族のうち、前年中の合計所得金額が38万円以下の人がいる場合、これらの控除の対象となります。
扶 養 控 除	
配 偶 者 特 別 控 除	あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円を超えて76万円未満の場合で、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合、配偶者の所得に応じて控除を受けることができます。
基 礎 控 除	すべての人がこの控除を受けることができます。

◎ 寄附金税額控除（税額控除）

(1 4)

◎ 税額控除
（調整控除：人的控除の差に対応した減額措置）

不服がある場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。

納期限までにこの税金を納付しなかった場合

(1) 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントに満たない場合には、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した金額が加算されます。

(2) 督促手数料

納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません。

(3) 滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

◎ 税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

(15)

年度 全期 市民税・県民税 領収証書 ㊟ 口座番号		年度 全期 市民税・県民税 納付書 ㊟ 口座番号		年度 市民税・県民税 納付書兼領収済通知書 ㊟	
加入者名 津市		加入者名 津市		口座番号 加入者名 津市 (全期)	
納税義務者氏名 様		納税義務者氏名 様		ID 市町村 督促手数料 延滞金 888888888888	
通知書番号		通知書番号		税目 賦課年度 会計年度 期別 通知書番号 税額 CD 	
全期納付額 円 		全期納付額 円 		手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにていねいに記入してください。	
納期限 年 月 日		納期限 年 月 日		住所 津市 様納	
上記のとおり領収しました。		上記のとおり納付します。		氏名	
領収日付印 全 期		領収日付印 全 期		下記のとおり領収しましたから通知します。	
納税義務者保管		金融機関保管		税目 年度 期別 通知書番号	
				全納付額 円 	
				納期限 年 月 日	
				領収日付印	
				この納付書は、左記の納期限の翌日以降、使用できません。	
				津市保管	
				金融機関 → 津市	

この通知書は、機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

(16)

年度 1期 市民税・県民税 領収証書 ㊟ 口座番号		年度 1期 市民税・県民税 納付書 ㊟ 口座番号		年度 市民税・県民税 納付書兼領収済通知書 ㊟	
加入者名 津市		加入者名 津市		口座番号 加入者名 津市 (1期)	
納税義務者氏名 様		納税義務者氏名 様		ID 市町村 督促手数料 延滞金 888888888888	
通知書番号		通知書番号		税目 賦課年度 会計年度 期別 通知書番号 税額 CD 	
第1期納付額 円 		第1期納付額 円 		手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにていねいに記入してください。	
督促手数料 円 		督促手数料 円 		住所 津市 様納	
延滞金 円 		延滞金 円 		氏名	
合計 円 		合計 円 		下記のとおり領収しましたから通知します。	
納期限 年 月 日		納期限 年 月 日		税目 年度 期別 通知書番号	
上記のとおり領収しました。		上記のとおり納付します。		第1期納付額 円 	
領収日付印 1 期		領収日付印 1 期		督促手数料 円 	
納税義務者保管		金融機関保管		延滞金 円 	
				合計納付額 円 	
				納期限 年 月 日	
				領収日付印	
				この通知書は、機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。	
				津市保管	
				金融機関 → 津市	

(17)

年度 2 期

市民税・県民税

領収証書 ㊤

口座番号

加入者名 津市

納税義務者氏名

通知書番号

第2期
納付額

円

督促
手数料

円

延滞金

円

合計

円

納期限

年 月 日

上記のとおり領収しました。

領収日付印

年度 2 期

市民税・県民税

納付書 ㊤

口座番号

加入者名 津市

納税義務者氏名

通知書番号

第2期
納付額

円

督促
手数料

円

延滞金

円

合計

円

納期限

年 月 日

上記のとおり納付します。

領収日付印

年度 市民税・県民税 納付書兼領収済通知書 ㊤

口座番号

加入者名 津市 (2期)

督促手数料 延滞金

ID 市町村

税目 賦課年度 会計年度 期別 通知書番号 税額 CD

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにていねいに記入してください。

住所

氏名

納税義務者氏名

下記のとおり領収しましたから通知します。

税目 年度 期別 通知書番号

第2期
納付額

円

督促手数料

円

延滞金

円

合計納付額

円

納期限

年 月 日

領収日付印

津市保管

納税義務者保管

金融機関保管

金融機関 → 津市

(18)

年度 3期 市民税・県民税 領収証書 ㊤ 口座番号		年度 3期 市民税・県民税 納付書 ㊤ 口座番号		年度 市民税・県民税 納付書兼領収済通知書 加入者名 津市 (3期) 口座番号																																													
加入者名 津市		加入者名 津市		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">ID 市町村</td> <td colspan="10" style="text-align: center;">督促手数料 延滞金</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> </td> <td colspan="10" style="text-align: center;"> 8 8 8 8 8 8 8 8 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">税目 賦課年度 会計年度 期別</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">通知書番号</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">税額</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">CD ↑</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> </td> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> <td colspan="2" style="text-align: center;"> </td> <td colspan="2" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table> 手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにていねいに記入してください。		ID 市町村		督促手数料 延滞金												8 8 8 8 8 8 8 8										税目 賦課年度 会計年度 期別		通知書番号				税額		CD ↑											
ID 市町村		督促手数料 延滞金																																															
		8 8 8 8 8 8 8 8																																															
税目 賦課年度 会計年度 期別		通知書番号				税額		CD ↑																																									
納税義務者氏名		納税義務者氏名		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px;">住所</td> <td colspan="5" rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle; font-size: 40px; color: gray;">津市</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: right;">様納</td> </tr> </table>		住所	津市					氏名	様納																																				
住所	津市																																																
氏名																																																	
様納																																																	
通知書番号		通知書番号																																															
第3期 納付額		第3期 納付額		下記のとおり領収しましたから通知します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">税目</td> <td style="width: 10%;">年度</td> <td style="width: 10%;">期別</td> <td style="width: 10%;">通知書番号</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">第3期 納付額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">督促手数料</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">延滞金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">合計納付額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">納期限</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> </table>		税目	年度	期別	通知書番号							第3期 納付額				円	督促手数料				円	延滞金				円	合計納付額				円	納期限				年 月 日									
税目	年度	期別	通知書番号																																														
第3期 納付額						円																																											
督促手数料				円																																													
延滞金				円																																													
合計納付額				円																																													
納期限				年 月 日																																													
督促手数料		督促手数料		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; font-size: 40px; color: gray;">3</td> </tr> </table> 津市保管		領収日付印		3																																									
領収日付印																																																	
3																																																	
延滞金		延滞金																																															
合計		合計																																															
納期限		納期限																																															
上記のとおり領収しました。		上記のとおり納付します。		この通知書は機械処理しますので、汚したり、折りを曲げたりしないでください。																																													
領収日付印		領収日付印																																															
3		3																																															
津市		津市																																															

納税義務者保管

金庫機関保管

金庫機関 → 津市

(19)

年度 4期 市民税・県民税 領収証書 ㊤ 口座番号		年度 4期 市民税・県民税 納付書 ㊤ 口座番号	
加入者名 津市		加入者名 津市	
納税義務者氏名 様		納税義務者氏名 様	
通知書番号		通知書番号	
第4期 納付額	円	第4期 納付額	円
督促 手数料	円	督促 手数料	円
延滞金	円	延滞金	円
合計	円	合計	円
納期限	年 月 日	納期限	年 月 日
上記のとおり領収しました。		上記のとおり納付します。	
領 収 日 付 印	4 期	領 収 日 付 印	4 期 津市
納税義務者保管		金融機関保管	

年度 市民税・県民税 納付書兼領収済通知書 ㊤

口座番号 加入者名 津市 (4期)

ID	市町村	督促手数料	延滞金
		88888888	88888888

税目 賦課年度 会計年度 期別 通知書番号 税額 CD ↑

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにていねいに記入してください。

住所 氏名 様納

下記のとおりに領収しましたから通知します。

税目	年度	期別	通知書番号
第4期 納付額			円
督促手数料			円
延滞金			円
合計納付額			円
納期限			年 月 日

領収日付印

4

津市保管

金融機関 → 津市

この通知書は、機械処理しますので、折り返したりしないでください。

(20)

納付場所

市税の納付は便利な口座振替で

新たに口座振替を御希望の人は、津市内の上記市税取扱金融機関の窓口にお申し出ください。お申し込みの際には預金通帳とその印鑑とその通帳、納税通知書が必要となります。

市外にお住まいの人で口座振替を希望される人は、申込書を送付しますので、(名称)課(電話)まで御連絡ください。

※申し込み手続は、納期限の前月までに行ってください。

様方

様

年度
市 民 税 ・ 県 民 税
納 税 通 知 書

年 月 日

津市長（氏 名） 図

お問い合わせ番号

お電話でお問い合わせの際は、右の「お問い合わせ番号」をお伝えください。

次のように税額変更（賦課決定）しましたので、 年 月 日以降に
到来する納期分については、この通知書で納付してください。

期 別 納 付				
納期限	第 2 期 分 日	第 3 期 分 日	第 4 期 分 日	随 時 分 日
納付額 (充当後)	円	円	円	円

※この通知書は、少なくとも
5年間は大切に保管してく
ださい。

(2)

- ◎ この通知書について
この通知書は、新たに市民税・県民税の納税義務が発生した人、又は現在課税されている
税額及び徴収方法に変更があった人に送られます。
- ◎ 賦課の根拠
この税金は、地方税法及び津市市税条例の規定により、 年1月1日現在、津市内に住所を
有する個人又は津市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有する個人に課税されます。
- ◎ 市民税・県民税が課税される人
市民税・県民税は前年中の所得に応じて均等割及び所得割が課税されます。

均等割が課税される人

前年中に扶養親族がいる場合	前年中に扶養親族がいない場合
前年中の合計所得金額が次の金額を超える人 円×（扶養親族数+1）+ 円	前年中の合計所得金額が 円を超える人

所得割が課税される人

前年中に扶養親族がいる場合	前年中に扶養親族がいない場合
前年中の総所得金額等が次の金額を超える人 円×（扶養親族数+1）+ 円	前年中の総所得金額等が 円を超える人

年 月 日現在において本人が寡婦・寡夫・障害者・未成年者のいずれかに該当し、かつ、合計所
得金額が 万円以下の人、均等割及び所得割は課税されません。

※合計所得金額とは、分離課税所得の特別控除や損失の繰越控除を適用する前の所得を合計した金額です。

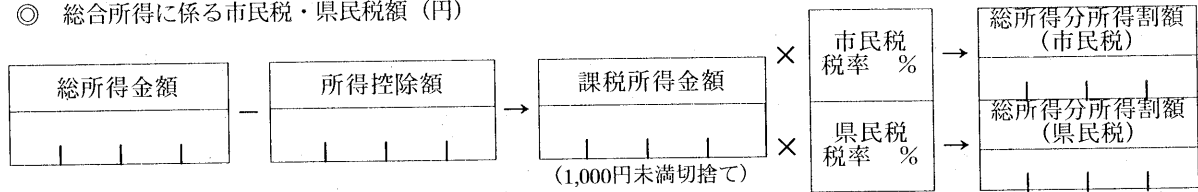
※総所得金額等とは、損失の繰越控除を適用した後の所得を合計した金額です。

※市民税・県民税が天引きされている株式等の譲渡所得・配当所得の場合、市民税・県民税申告書や所得税の確定申告
書で申告したものが、合計所得金額・総所得金額等に加算されます。

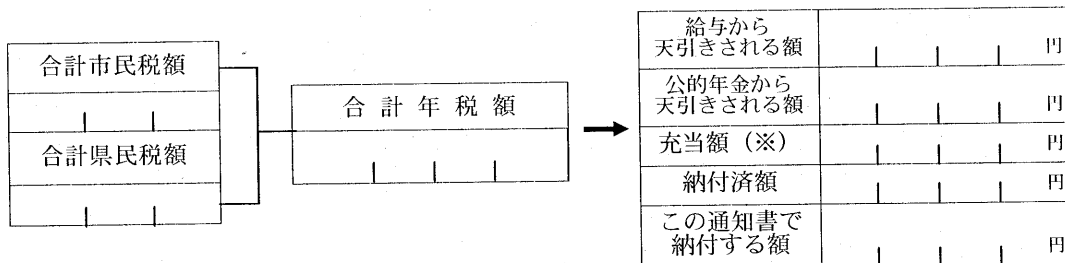
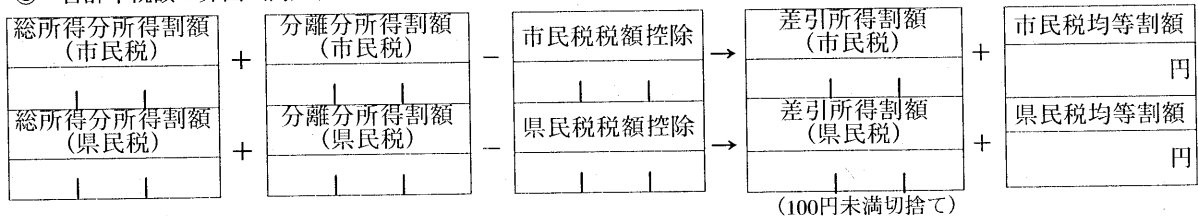
(3)

年度 あなたの市民税・県民税の計算の流れ（税額変更・賦課決定後）

◎ 総合所得に係る市民税・県民税額（円）



◎ 合計年税額の算出（円）



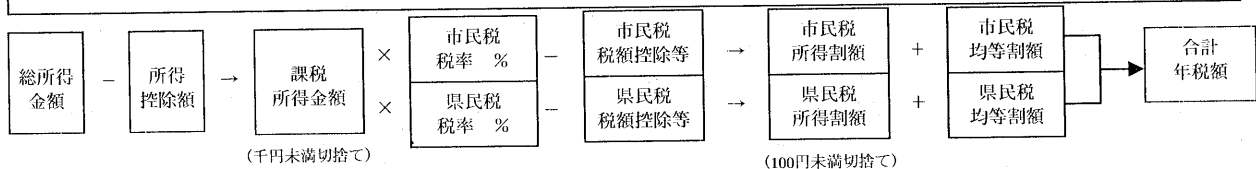
※充当額とは配当割額・株式譲渡所得割額控除額が所得割より控除することができなかった場合に税額に充当される金額です。

(4)

◎ 市民税・県民税の計算の流れ

市民税・県民税の税額は、均等割額と所得割額の合計です。
均等割額は定額で、所得割額は前年中の所得金額と所得控除額を基に計算します。

1 総合所得金額	営業・農業・不動産・給与・公的年金の所得を計算し合計します。 不動産及び株式等の譲渡所得、先物取引に関する所得、山林所得は分離課税所得として異なる税率が適用されます。
2 所得控除額	所得から差し引く所得控除額を計算し合計します。
3 課税所得金額	1で計算した総合所得金額から、2で計算した所得控除額を差し引きます。
4 所得割額	3で計算した課税所得金額に税率（市民税 %・県民税 %）をかけます。
5 税額控除等	4で計算した所得割額から税額控除を差し引きます。
6 均等割額	税額控除後の所得割額に均等割額を加算します。 均等割額は市民税 円・県民税 円です。
7 合計年税額	算出された市民税と県民税を合計します。 この金額が、あなたが 年度に納付する市民税・県民税の額です。



※分離課税所得（不動産・株式の譲渡など）がある場合は、分離課税所得に税率をかけた額が所得割に算入されます。

(5)

年度 市民税・県民税 税額変更（賦課決定）通知書

納税義務者	住所	様	通知書番号
	氏名		

◎ あなたの市民税・県民税を次のように税額変更（賦課決定）しましたので通知します。

変更理由

◎所得金額の内訳

所得区分	変更前（円）	変更後（円）
総所得金額		
合計所得金額		

分離課税の所得金額の内訳（円）		
所得区分	変更前	変更後
短期譲渡		
長期譲渡		
山林		
株式等譲渡		
先物取引		
繰越損失		

総所得金額の内訳（円）		
所得区分	変更前	変更後
営業等		
農業		
不動産		
利子		
配当		
給与	（収入）	
	所得	
雑	公的年金収入	
	その他の	
	雑所得合計	
譲渡・一時		

(6)

◎ 納付場所

◎ 口座振替を御希望の人へ

新たに口座振替を御希望の人は、津市内の上記市税取扱金融機関の窓口にお申し出ください。
お申し込みの際には預金通帳とその印鑑、納税通知書が必要となります。

市外にお住まいの人で口座振替を希望される人は、申込書を送付しますので、（名称）課（電話番号）まで御連絡ください。

※申し込み手続は、納期限の前月末までに行ってください。

※随時課税分（「隋」と表示）は口座振替の対象になりません。

(7)

◎所得控除及び税額控除の内訳

所得控除額の内訳 (円)		
所得控除区分	変更前	変更後
雑損・医療費		
社会保険料		
小規模企業共済等		
生保・地保		
障・寡・勤		
配偶者		
配偶者特別		
扶養		
基礎		
控除の合計		

人的控除等の内訳					
区分	変更前	変更後	区分	変更前	変更後
控配			扶養 障害	特 別	
老 控 配				(内同居)	
特 定				そ の 他	
老 人			本人 障害	特 別	
(内同居)				そ の 他	
他 扶 養			寡婦	特 定	
勤労学生				一 般	
調 整			寡夫		
家 屋 敷					

税額控除等の内訳 (円)					
区 分		変更前	変更後	区 分	
調整控除 配当控除	市民税			配当割 譲渡割	市民税
	県民税				県民税
住宅借入金 ・寄附金	市民税			その他	市民税
	県民税				県民税

(8)

◎ 津市から転出された人へ

市民税・県民税はその年の1月1日時点の住所地にて課税されます。そのため、
1月2日以降に津市を転出された場合でも、年度の市民税・県民税は津市に納付してください。また、年度の所得証明書、年度の課税証明書等についても津市で発行します。

◎ 退職・休職などをされた人へ

退職・休職等の理由で市民税・県民税の給与天引きができなくなった人は、給与から天引きできなかった額をこの通知書で納付してください。なお、給与天引きを再開する場合は、勤務先事業所の給与事務担当者の方から名称) 課に、給与天引き再開の旨を御連絡ください。

◎ 口座振替の手続をされている人へ

口座振替にて、納付される人の場合でも「随時課税分(随時分)」については口座振替できませんので、この通知書にて納付してください。また、口座振替にて全期分前納をされている人についても、この通知書の税額は口座振替できませんので、納付してください。

◎ 公的年金から市民税・県民税が天引きされている人へ

公的年金から市民税・県民税が天引きされている人のうち、公的年金等の所得に基づく税額が変更となった場合や津市から転出した場合などは公的年金からの天引きが中止されます。この場合、この通知書にて天引きできなかった額を納付してください。

◎ 納税義務者が亡くなられた場合

市民税・県民税は、その年の1月1日時点で津市に居住していた人に課税され、その人が年の途中で亡くなられた場合でも、納税義務は相続人が引き継ぐことになります。そのため、この通知書の市民税・県民税は相続人に当たる人が納付してください。

◎各所得に基づく税額及び各徴収税額の内訳

課税所得金額及び所得割額						
所得区分	課税所得金額 (千円)		市 民 税 (円)		県 民 税 (円)	
	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後
総所得分						
分離短期						
分離長期						
山 林						
株式譲渡						
先物取引						

年税額の計算 (円)				各徴収税額及び充当額 (円)		
区 分		変更前	変更後		変更前	変更後
算出税額の合計	市民税			特別徴収分 (給与)		
	県民税			特別徴収分 (年金)		
税額控除等	市民税			控除することができなかった額 (※)		
	県民税			充 当 額		
均等割額	市民税			差引普通徴収税額		
	県民税					
年 税 額						

※所得割より控除することができなかった配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

市民税・県民税の公的年金からの特別徴収 (天引き) について

年10月以降に支払われる公的年金から市民税・県民税が特別徴収 (天引き) となります。

ただし、給与所得など公的年金以外の所得に係る市民税・県民税は、公的年金からの特別徴収の対象とならず、別に納付していただきます。

◎ 特別徴収の対象者となる人

次の条件を全て満たす人が対象となります。

- 1 年4月1日時点で65歳以上の人
- 2 前年中より公的年金を受給している人
- 3 年1月1日以後、津市内に住所を有している人
- 4 介護保険が年金からの特別徴収となっている人

◎ 年度の特別徴収の時期及び税額

第1期、第2期は普通徴収の方法で納付していただきます。お近くの金融機関にて納付してください。
10月以降は残りの税額を3等分して年金より天引きします。

徴収方法	自分で納付 (普通徴収)		年金から天引き (特別徴収)		
徴収時期	第1期 (6月)	第2期 (8月)	10月	12月	翌年2月
税額	年税額の4分の1	年税額の4分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1

◎ 年度の特別徴収の時期及び税額

4～8月支給の年金からは、年 月に天引きした額と同額を仮徴収として天引きします。
10月～翌年2月支給の年金からは、年税額から仮徴収分を差し引いて3等分した額を天引きします。

徴収方法	年金からの天引き (特別徴収)					
	仮徴収			本徴収		
徴収時期	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
税額	年 月の特別徴収額と同じ額	年 月の特別徴収額と同じ額	年 月の特別徴収額と同じ額	年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1	年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1	年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1

◎各期納付税額及び各月徴収税額の内訳

普通徴収税額の税額及び納期 (円)				
期 別	変更前	変更後	納付済額	差引納付額
第1期				
第2期				
第3期				
第4期				
随 時				

公的年金からの特別徴収税額 (円)		
徴 収 月	変 更 前	変 更 後
年 月		
年 月		
年 月		

給与からの特別徴収税額 (円)			
6 月		1 2 月	
7 月		1 月	
8 月		2 月	
9 月		3 月	
1 0 月		4 月	
1 1 月		5 月	

公的年金からの仮特別徴収税額 (円)		
徴 収 月	変 更 前	変 更 後
年 月		
年 月		
年 月		

(1 2)

◎ 市民税・県民税の税率等 (一般的なものに限り掲載しております)

所得等の種類	市民税の税率	県民税の税率
均等割	円	円
所得割 (総所得)	%	%

所得等の種類		市民税の税率	県民税の税率
所得割	分離短期譲渡所得	%	%
	分離長期譲渡所得	%	%
	上場株式等譲渡所得	%	%

◎ 所得の種類と一般的な内容

	種 類	内 容
総所得	給 与 所 得	勤務先から受け取る給料・賞与等による所得
	営 業 所 得	商・工業や漁業等の自営業による所得
	農 業 所 得	農業による所得
	不 動 産 所 得	不動産等の貸付けによる所得
	利 子 所 得	預貯金の利子等により生ずる所得
	配 当 所 得	株式等の配当金により生ずる所得
	総 合 譲 渡 所 得	不動産以外の資産の譲渡により生ずる所得
	一 時 所 得	生命保険・損害保険の満期返戻金等により生ずる所得
分離課税所得	雑 所 得	公的年金等による所得・他の所得に当てはまらない所得
	山 林 所 得	山林の譲渡や立木を売却した場合の所得
	短 期 譲 渡 所 得	土地・建物等の譲渡により生ずる所得
	長 期 譲 渡 所 得	短期譲渡所得：譲渡する資産の所有期間が5年未満の場合 長期譲渡所得：譲渡する資産の所有期間が5年を超える場合
	株 式 等 の 譲 渡 所 得	株式等の譲渡による所得
	先 物 取 引 に 係 る 所 得	商品先物取引により生ずる所得

(1 3)

◎ 所得控除の種類 ※市民税・県民税と所得税では控除額が異なるものがあります。

種 類	内 容
雑 損 控 除	住宅・家財等に災害・盗難等による損失が生じた場合、損失額のうち一定額を控除します。
医 療 費 控 除	自分や生計を一にする親族の医療費等を支払った場合、支払医療費のうち、一定額を超える金額を控除します。
社 会 保 険 料 控 除	自分や生計を一にする親族の社会保険料（健康保険料・国民年金保険料等）を支払った場合、支払金額を控除します。
小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金	小規模企業共済制度に基づく掛金等の支払金額を控除します。
生 命 保 険 料 控 除	保険金受取人が本人や配偶者・親族となっている生命保険契約等について、その保険料を納税義務者が支払った場合、支払金額のうち一定額を控除します。
地 震 保 険 料 控 除	居住用家屋等の損害保険契約に基づき地震等損害部分の保険料を支払った場合、支払金額のうち一定額を控除します。平成18年末までに締結した長期損害保険料（保険期間が10年以上で満期返戻金のあるもの）も控除の対象です。
寡 婦 控 除	夫と死別又は離婚した後婚姻していない人のうち、一定の条件を満たす人が控除の対象となります。
寡 夫 控 除	妻と死別又は離婚した後婚姻していない人のうち、一定の条件を満たす人が控除の対象となります。
勤 労 学 生 控 除	大学・専修学校・高等学校等の学生で、一定の条件を満たす人が控除の対象となります。
障 害 者 控 除	自分や控除対象配偶者・扶養親族が障害者である場合、控除の対象となります。

(1 4)

◎ 所得控除の種類 ※市民税・県民税と所得税では控除額が異なるものがあります。

種 類	内 容
配 偶 者 控 除	あなたと生計を一にする配偶者及び扶養親族のうち、前年中の合計所得金額が38万円以下の人がいる場合、これらの控除の対象となります。
扶 養 控 除	
配 偶 者 特 別 控 除	あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円を超えて76万円未満の場合で、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合、配偶者の所得に応じて控除を受けることができます。
基 礎 控 除	すべての人がこの控除を受けることができます。

◎ 寄附金税額控除（税額控除）

(1 5)

◎税額控除

(調整控除：人的控除の差に対応した減額措置)

不服がある場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。

納期限までにこの税金を納付しなかった場合

(1) 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントに満たない場合には、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した金額が加算されます。

(2) 督促手数料

納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません。

(3) 滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

◎税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

(1 6)

◎ この税金についてのお問い合わせ先

市民税・県民税の計算 に関すること	(名称) 課 (名称) 担当	(電話番号)
	(名称) 課 (名称) 担当	(電話番号)
納税に関する御相談	(名称) 課 (名称) 担当	(電話番号)
納付方法・口座振替に関すること	(名称) 課 (名称) 担当	(電話番号)

(17)

年度 2 期 市民税・県民税 領収証書 (公) 口座番号 加入者名 津市	年度 2 期 市民税・県民税 納付書 (公) 口座番号 加入者名 津市	年度 市民税・県民税 納付書兼領収済通知書 (公)	
納税義務者氏名 様		ID市町村 督促手数料 延滞金 	
通知書番号		税目賦課年度会計年度期別 通知書番号 税額 CD ↑ 	
第2期 納付額 円 督促手数料 円 延滞金 円 合計 円 納期限 年 月 日 上記のとおり領収しました。		第2期 納付額 円 督促手数料 円 延滞金 円 合計 円 納期限 年 月 日 上記のとおり納付します。	
領収日付印 2 期		領収日付印 2 期 津市	
納税義務者保管		金融機関保管	

住所 氏名 津市 様納

下記のとおりに領収しましたから通知します。

税目	年度	期別	通知書番号	領収日付印
第2期 納付額				2
督促手数料				
延滞金				
合計納付額				
納期限			年 月 日	

津市保管
金融機関→津市

この通知書は、機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

(18)

年度 3 期 市民税・県民税 領収証書 (公) 口座番号 加入者名 津市	年度 3 期 市民税・県民税 納付書 (公) 口座番号 加入者名 津市	年度 市民税・県民税 納付書兼領収済通知書 (公)	
納税義務者氏名 様		ID市町村 督促手数料 延滞金 	
通知書番号		税目賦課年度会計年度期別 通知書番号 税額 CD ↑ 	
第3期 納付額 円 督促手数料 円 延滞金 円 合計 円 納期限 年 月 日 上記のとおり領収しました。		第3期 納付額 円 督促手数料 円 延滞金 円 合計 円 納期限 年 月 日 上記のとおり納付します。	
領収日付印 3 期		領収日付印 3 期 津市	
納税義務者保管		金融機関保管	

住所 氏名 津市 様納

下記のとおりに領収しましたから通知します。

税目	年度	期別	通知書番号	領収日付印
第3期 納付額				3
督促手数料				
延滞金				
合計納付額				
納期限			年 月 日	

津市保管
金融機関→津市

この通知書は、機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

(19)

年度 4期 市民税・県民税 領収証書 ㊦		年度 4期 市民税・県民税 納付書 ㊦	
口座番号		口座番号	
加入者名 津市		加入者名 津市	
納税義務者氏名		納税義務者氏名	
様		様	
通知書番号		通知書番号	
第4期 納付額		第4期 納付額	
円		円	
督促手数料		督促手数料	
円		円	
延滞金		延滞金	
円		円	
合計		合計	
円		円	
納期限		納期限	
年 月 日		年 月 日	
上記のとおり領収しました。		上記のとおり納付します。	
領収日付印		領収日付印	
4 期		4 期	
納税義務者保管		金融機関保管	

年度 市民税・県民税 納付書兼領収済通知書 ㊦	
口座番号	加入者名 津市 (4期)
ID市町村	督促手数料 延滞金
税目賦課年度会計年度期別	通知書番号 税額 CD ↑
手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにていねいに記入してください。	
住所	氏名
津市 様納	
下記のとおり領収しましたから通知します。	
税目 年度 期別	通知書番号
第4期	納付額
円	督促手数料
円	延滞金
円	合計納付額
納期限	年 月 日
領収日付印	
4	
津市保管	
金融機関→津市	

この通知書は、機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

(20)

年度 随期 市民税・県民税 領収証書 ㊦		年度 随期 市民税・県民税 納付書 ㊦	
口座番号		口座番号	
加入者名 津市		加入者名 津市	
納税義務者氏名		納税義務者氏名	
様		様	
通知書番号		通知書番号	
随期 納付額		随期 納付額	
円		円	
督促手数料		督促手数料	
円		円	
延滞金		延滞金	
円		円	
合計		合計	
円		円	
納期限		納期限	
年 月 日		年 月 日	
上記のとおり領収しました。		上記のとおり納付します。	
領収日付印		領収日付印	
随 期		随 期	
納税義務者保管		金融機関保管	

年度 市民税・県民税 納付書兼領収済通知書 ㊦	
口座番号	加入者名 津市 (随期)
ID市町村	督促手数料 延滞金
税目賦課年度会計年度期別	通知書番号 税額 CD ↑
手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにていねいに記入してください。	
住所	氏名
津市 様納	
下記のとおり領収しましたから通知します。	
税目 年度 期別	通知書番号
随期	納付額
円	督促手数料
円	延滞金
円	合計納付額
納期限	年 月 日
領収日付印	
随	
津市保管	
金融機関→津市	

この通知書は、機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

納付場所

市税の納付は便利な口座振替で

新たに口座振替を御希望の人は、津市内の上記市税取扱金融機関の窓口にお申し出ください。お申し込みの際には預金通帳とその印鑑、納税通知書が必要となります。

市外のお住まいの人で口座振替を希望される人は、申込書を送付しますので、(名称)課(電話)まで御連絡ください。

※申し込み手続は、納期限の前月までに行ってください。

※随時課税分(「隋」と表示)は口座振替対象になりません。

(1)

様方

様

年度（ 年度分）
市 民 税 ・ 県 民 税
納 税 通 知 書

年 月 日

津市長（氏 名） 印

お問い合わせ番号

お電話でお問い合わせの際は、右の「お問い合わせ番号」をお伝えください。

この市民税・県民税は 年分
の所得に基づく分です。次の税額を
納期限までに納付してください。

納期限	過 年 度 分 年 月 日
納付額 (充当後)	円

※この通知書は、少なくとも5年間は
大切に保管してください。

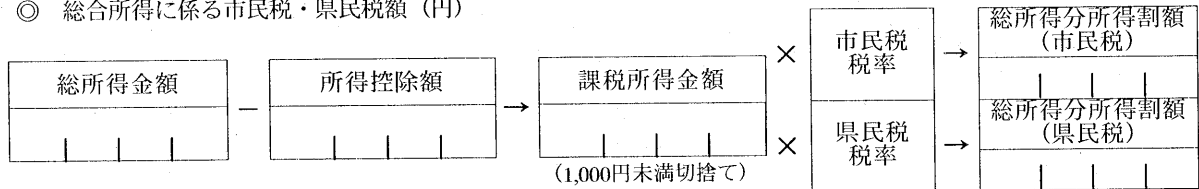
(2)

- ◎ この通知書について
この通知書は、 年度以前の市民税・県民税の納税義務が発生した人、又は現在課税されている税額及び徴収方法に変更があった人に送られます。
- ◎ 賦課の根拠
この税金は、地方税法及び津市市税条例の規定により、その年の1月1日現在、津市内に住所を有する個人または津市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有する個人に課税されます。
- ◎ 津市から転出された人へ
市民税・県民税はその年の1月1日時点の住所地にて課税されます。そのため、この通知書の市民税・県民税は津市に納付していただくことになります。
- ◎ 給与から市民税・県民税が天引きされている人へ
この通知書により税額変更（賦課決定）された市民税・県民税は、給与から天引きすることができません。恐れ入りますが、この通知書で納付してください。
- ◎ 口座振替の手続をされている人へ
口座振替にて納付される人の場合でも、この通知書の市民税・県民税については口座振替できません。恐れ入れますが、この通知書にて納付してください。
- ◎ 納税義務者が亡くなられた場合
市民税・県民税は、その年の1月1日時点で津市に住所を有する人に課税され、その人が年の途中で亡くなられた場合でも、納税義務は相続人が引き継ぐことになります。そのため、この通知書の市民税・県民税は相続人に当たる人が納付してください。

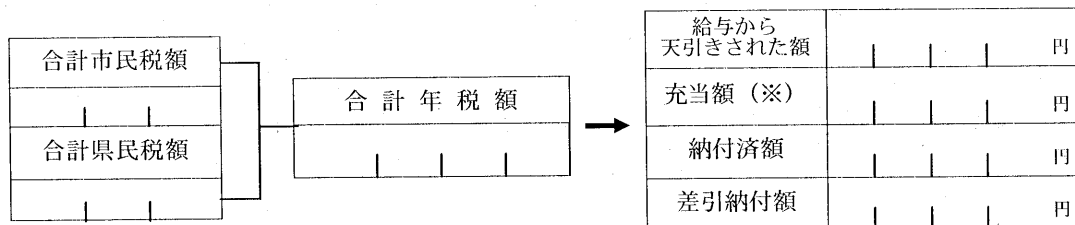
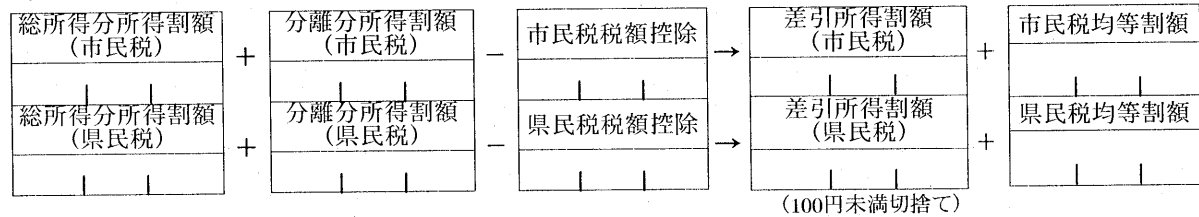
(3)

年度分 あなたの市民税・県民税の計算の流れ（税額変更・賦課決定後）

◎ 総合所得に係る市民税・県民税額（円）



◎ 合計年税額の算出（円）



※充当額とは配当割額・株式等譲渡所得割額控除額が所得割より控除することができなかった場合に税額に充当される金額です。

(4)

◎ 納付場所

◎ この税金についてのお問い合わせ先

市民税・県民税の計算 に関すること	(名称) 課 (名称) 担当	(電話番号)
	(名称) 課 (名称) 担当	(電話番号)
納税に関する御相談	(名称) 課 (名称) 担当	(電話番号)
納付方法・口座振替に関すること	(名称) 課 (名称) 担当	(電話番号)

(5)

年度分 市民税・県民税 税額変更（賦課決定）通知書

納税者 義務者	住所		通知書番号
	氏名	様	

あなたの市民税・県民税を次のように税額変更
（賦課決定）しましたので通知します。

変更理由

分離所得金額の内訳（円）		
所得区分	変更前	変更後
短期譲渡		
長期譲渡		
山林		
株式等譲渡		
先物取引		
合計所得金額		

総所得金額の内訳（円）		
所得区分	変更前	変更後
営業等		
農業		
不動産		
利子		
配当		
給与（収入）		
所得		
公的年金収入		
その他		
雑所得合計		
譲渡・一時		
損失の繰越控除		
総所得金額		

(6)

◎ 市民税・県民税が課税される人

市民税・県民税は前年中の所得に応じて均等割及び所得割が課税されます。

※下記の基準は 年度のものです。この基準は年度ごとに異なります。

	扶養親族あり	扶養親族なし
均等割がかかる人（※）	合計所得金額が、次の金額を超える場合 円×（扶養親族数+1）+ 円	合計所得金額が、 円を超える場合
所得割がかかる人	総所得金額等が、次の金額を超える場合 円×（扶養親族数+1）+ 円	総所得金額等が、 円を超える場合

その年の1月1日現在において本人が寡婦・寡夫・障害者・未成年者のいずれかに該当し、かつ、
合計所得金額が 万円以下の人は、均等割及び所得割はかかりません。

◎ 市民税・県民税の税率等

※下記の税率等は 年度の一般的な税率等です。これらは年度ごとに異なります。

所得等の種類	市民税の税率	県民税の税率	所得等の種類	市民税の税率	県民税の税率
均等割	円	円	所得割	分離短期譲渡所得	%
所得割（総所得）	%	%		分離長期譲渡所得	%
				上場株式等譲渡所得	%

(7)

◎所得控除等の内訳

所得控除等の内訳

所得控除額の内訳 (円)					
所得控除区分		変 更 前		変 更 後	
雑 損 ・ 医 療 費					
社会保険・小規模共済					
生 命 保 険					
損保・地保・寄附金					
障 ・ 老 ・ 寡 ・ 勤					
配 偶 者 ・ 扶 養					
配 偶 者 特 別					
基 礎					
控 除 の 合 計					

人的控除等の内訳

区 分	変 更 前	変 更 後	区 分	変 更 前	変 更 後
控 配			扶 養 特 別 (内同居)		
老 控 配				そ の 他	
夫 有 り			本人特別障害		
特 定				本人他障害	
老 人			老 年 者		
(内同居)				特 定	
他 扶 養			寡 婦	一 般	
勤 労 学 生					
調 整			寡 夫		
家 屋 敷					

◎課税所得金額及び所得割額の内訳

所得区分		課税所得金額 (千円)		市 民 税 (円)		県 民 税 (円)	
		変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後
総所得分							
分離短期							
分離長期							
山 林							
株式譲渡							
先物取引							

(8)

◎ 所得控除の内訳

※下記の表は 年度の所得控除を記載したものです。控除の種類及び金額は年度ごとに異なります。

[illegible]

◎年税額及び差引納付税額の計算

年税額及び普通徴収税額の計算 (円)						
区 分		変更前	変更後	区 分	変更前	変更後
所得割額の合計	市民税			年 税 額		
	県民税			特別徴収分 (給与)		
調整控除・税額控除等	市民税			控除することができな かった額 (※)		
	県民税			充 当 額		
非課税措置 特例・ 減額措置	市民税			差引普通徴収税額		
	県民税			※所得割より控除することができなかった配当割額控除額・ 株式等譲渡所得割額控除額		
配当割・ 株式譲渡割	市民税					
	県民税					
均等割額	市民税					
	県民税					

普 通 徴 収 税 額 (円)				
期 別	変更前	変更後	納付済額	差引納付額
第1期				
第2期				
第3期				
第4期				
随 時				
過年度				

給与からの 特別徴収税額 (円)	
6 月	
7 月	
8 月	
9 月	
10 月	
11 月	
12 月	
1 月	
2 月	
3 月	
4 月	
5 月	

不服がある場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。

納期限までにこの税金を納付しなかった場合

(1) 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントに満たない場合には、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した金額が加算されます。

(2) 督促手数料

納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません。

(3) 滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

年度 (年度分) 市民税・県民税 領収証書 ㊤ 口座番号	年度 (年度分) 市民税・県民税 納付書 ㊤ 口座番号
加入者名 津市	加入者名 津市
納税義務者氏名 様	納税義務者氏名 様
通知書番号	通知書番号
納付税額 円	納付税額 円
督促手数料 円	督促手数料 円
延滞金 円	延滞金 円
合計 円	合計 円
納期限 年 月 日	納期限 年 月 日
上記のとおり領収しました。	上記のとおり納付します。
領収日付印 過 期	領収日付印 過 期 津市
納税義務者保管	金融機関保管

年度 (年度分) 市民税・県民税 納付書兼領収済通知書 公

口座番号 加入者名 津市 (過年度)

I D 市町村 督促手数料 延滞金

税目 賦課年度 会計年度 期別 通知書番号 税額 C D

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにていねいに記入してください。

住所	津市		
氏名	様納		
下記のとおり領収しましたから通知します。			
税目	年度	期別	通知書番号
納付税額	円		
督促手数料	円		
延滞金	円		
合計納付額	円		
納期限	年 月 日		
領収日付印			
津市保管			

この通知書は、機械処理しますので、折り曲げたりしないでください。汚したり、

㊤金融機関→津市

(1)

	様方
	様

年度
市 民 税 ・ 県 民 税
納 税 通 知 書

口 座 振 替 用

年 月 日

津市長 (氏 名) 図

お電話でお問い合わせの際は、右の「お問い合わせ番号」をお伝えください。
この通知書は、少なくとも5年間は大切に保管してください。

お問い合わせ番号

次の納付額をあなたが申し込まれた口座より振り替えいたします。

全 期 分 納 付		期 別 納 付				
振替日	年 月 日	振替日	第 1 期 分 日 年 月 日	第 2 期 分 日 年 月 日	第 3 期 分 日 年 月 日	第 4 期 分 日 年 月 日
納付額 (充当後)	円	納付額 (充当後)	円	円	円	円

(2)

◎ 賦課の根拠

この税金は、地方税法及び津市市税条例の規定により、 年1月1日現在、津市内に住所を有する個人または津市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有する個人に課税されます。

◎ 市民税・県民税が課税される人

市民税・県民税は前年中の所得に応じて均等割及び所得割が課税されます。

均等割が課税される人

前年中に扶養親族がいる場合	前年中に扶養親族がない場合
前年中の合計所得金額が次の金額を超える人 円×(扶養親族数+1)+ 円	前年中の合計所得金額が 円を超える人

所得割が課税される人

前年中に扶養親族がいる場合	前年中に扶養親族がない場合
前年中の総所得金額等が次の金額を超える人 円×(扶養親族数+1)+ 円	前年中の総所得金額等が 円を超える人

年 月 日現在において本人が寡婦・寡夫・障害者・未成年者のいずれかに該当し、かつ、合計所得金額が 万円以下の人は、均等割及び所得割は課税されません。

※合計所得金額とは、分離課税所得の特別控除や損失の繰越控除を適用する前の所得を合計した金額です。

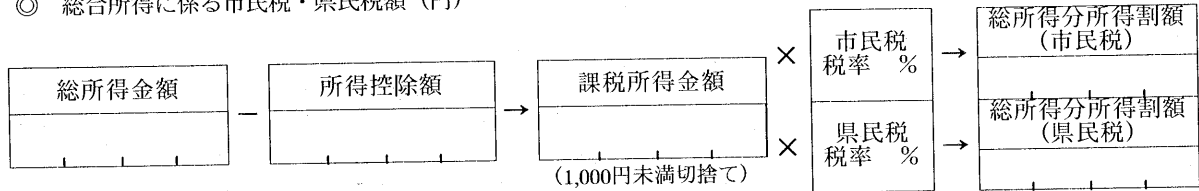
※総所得金額等とは、損失の繰越控除を適用した後の所得を合計した金額です。

※市民税・県民税が天引きされている株式等の譲渡所得・配当所得の場合、市民税・県民税申告書や所得税の確定申告書で申告したものが、合計所得金額・総所得金額等に加算されます。

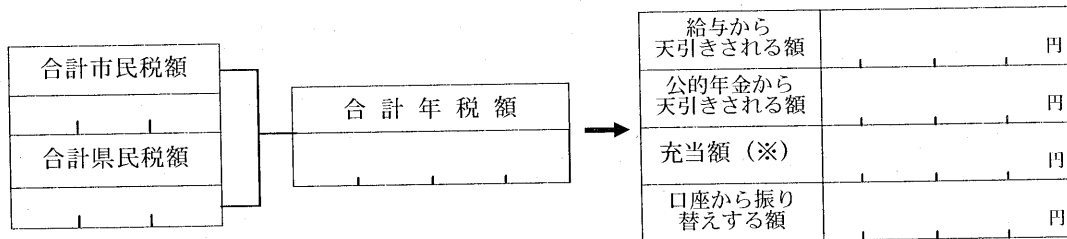
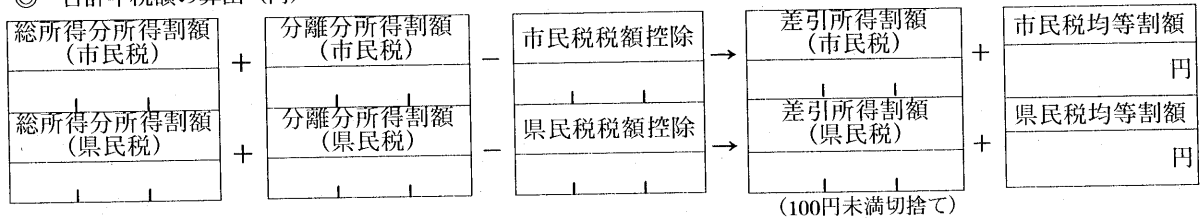
(3)

年度 あなたの市民税・県民税の計算の流れ

◎ 総合所得に係る市民税・県民税額 (円)



◎ 合計年税額の算出 (円)



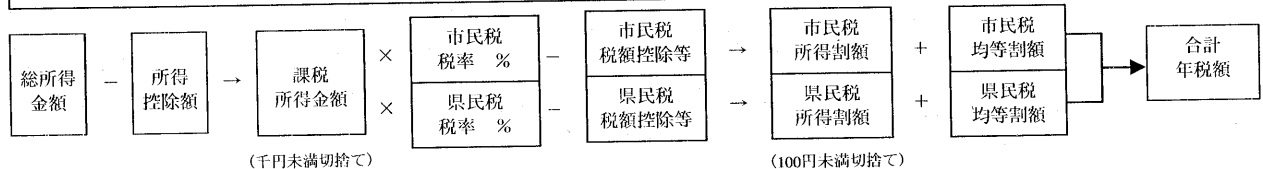
※充当額とは配当割額・株式譲渡所得割額控除額が所得割より控除することができなかった場合に税額に充当される金額です。

(4)

◎ 市民税・県民税の計算の流れ

市民税・県民税の税額は、均等割額と所得割額の合計です。
均等割額は定額で、所得割額は前年中の所得金額と所得控除額を基に計算します。

1 総所得金額	営業・農業・不動産・給与・公的年金等の所得を計算し合計します。 不動産及び株式等の譲渡所得、先物取引に関する所得、山林所得は分離課税所得として異なる税率が適用されます。
2 所得控除額	所得から差し引く所得控除額を計算し合計します。
3 課税所得金額	1で計算した総所得金額から、2で計算した所得控除額を差し引きます。
4 所得割額	3で計算した課税所得金額に税率（市民税 %・県民税 %）をかけます。
5 税額控除等	4で計算した所得割額から税額控除を差し引きます。
6 均等割額	税額控除後の所得割額に均等割額を加算します。 均等割額は市民税 円・県民税 円です。
7 合計年税額	算出された市民税と県民税を合計します。 この金額が、あなたが 年度に納付する市民税・県民税の額です。



※分離課税所得（不動産・株式の譲渡など）がある場合は、分離課税所得に税率をかけた額が所得割に算入されます。

(5)

年度 市民税・県民税 課税の明細 (所得及び所得控除)

納税義務者	住所			様	通知書番号	
	氏名					

総所得金額の内訳 (円)				分離課税の所得金額の内訳 (円)		
営業等		給与 雑	(収入)		短期譲渡	
農業			所得		長期譲渡	
不動産			公的年金収入		山林	
利子			その他		株式等譲渡	
配当			雑所得の合計		先物取引	
繰越損失		総合譲渡・一時				

総所得金額		円
合計所得金額		円

所得控除金額の内訳 (円)			
雑損		障・寡・勤	
医療費		配偶者	
社会保険料		配偶者特別	
小規模企業共済等		扶養	
生命保険料		基礎	
地震保険料		控除の合計	

人的控除等の内訳			
控配		扶養 障害	特別 (内同居)
老控配			その他
特定		本人 障害	特別
老人 (内同居)			その他
他扶養		寡婦	特定
勤労学生			一般
調整		寡夫	
家屋数			

(6)

◎ 津市から転出された人へ

市民税・県民税はその年の1月1日時点の住所地にて課税されます。そのため、
1月2日以降に津市を転出された場合でも、年度の市民税・県民税は津市に納付してください。また、
年度の所得証明書、年度の課税証明書等についても津市で発行します。

◎ 退職・休職などをされた人へ

退職・休職等の理由で市民税・県民税の給与天引きができなくなった人は、お申し込み口座より振り替えさせていただきます。なお、給与天引きを再開する場合は、勤務先事業所の給与事務担当者の方から(名称)課に、給与天引き再開の旨を御連絡ください。

◎ 納税義務者が亡くなられた場合

市民税・県民税は、その年の1月1日時点で津市に居住していた人に課税され、その人が年の途中に亡くなられた場合でも、納税義務は相続人が引き継ぐことになります。そのため、この通知書の市民税・県民税は相続人に当たる人が納付してください。

振替口座を変更される場合は、変更後の口座がある金融機関で、お早めに手続きをしてください。

◎ この税金についてのお問い合わせ先

市民税・県民税の計算 に関すること	(名称) 課 (名称) 担当	(電話番号)
	(名称) 課 (名称) 担当	(電話番号)
納税に関する御相談	(名称) 課 (名称) 担当	(電話番号)
納付方法・口座振替に関すること	(名称) 課 (名称) 担当	(電話番号)

(7)

年度 市民税・県民税 課税の明細 (税額計算等)

課税所得金額及び算出税額

税額控除等の内訳 (円)

所得区分	課税所得金額 (千円)	市民税 (円)	県民税 (円)	種類	市民税	県民税
総所得分				調整控除		
分離短期				寄附金		
分離長期				住宅借入金等		
山林				配当割・譲渡割		
株式譲渡				配当控除		
先物取引				その他		

年税額及び納付税額の計算 (円)

区分	算出税額の合計	税額控除等	差引所得割額	均等割額	年税額
市民税					
県民税					
給与から天引きされる税額	公的年金から天引きされる金額	差引普通徴収税額	控除することができなかった配当割・譲渡割	左記の額に係る充当額	

普通徴収の方法により徴収する額の納期及び納付額 (円)

期別	第1期分	第2期分	第3期分	第4期分
納付額				
充当額				
充当後納付額				

(8)

◎ 市民税・県民税の税率等 (一般的なものに限り掲載しております。)

所得等の種類	市民税の税率	県民税の税率	所得等の種類	市民税の税率	県民税の税率
均等割	円	円	分離短期譲渡所得	%	%
所得割 (総所得)	%	%	分離長期譲渡所得	%	%
			上場株式等譲渡所得	%	%

◎ 所得の種類と一般的な内容

	種類	内容
総所得	給与所得	勤務先から受け取る給料・賞与等による所得
	営業所得	商・工業や漁業等の自営業による所得
	農業所得	農業による所得
	不動産所得	不動産等の貸付けによる所得
	利子所得	預貯金の利子等により生ずる所得
	配当所得	株式等の配当金により生ずる所得
	総合譲渡所得	不動産以外の資産の譲渡により生ずる所得
	一時所得	生命保険・損害保険の満期返戻金等により生ずる所得
分離課税所得	雑所得	公的年金等による所得・他の所得に当てはまらない所得
	山林所得	山林の譲渡や立木を売却した場合の所得
	短期譲渡所得	土地・建物等の譲渡により生ずる所得
	長期譲渡所得	短期譲渡所得：譲渡する資産の所有期間が5年未満の場合 長期譲渡所得：譲渡する資産の所有期間が5年を超える場合
	株式等の譲渡所得	株式等の譲渡による所得
	先物取引に係る所得	商品先物取引により生ずる所得

(9)

口座振替制度を御利用の皆様へ

あなたのこの税金は、次のとおり口座振替の取扱いをしています。

金融機関名		
口座名義人		
口座の種類	口座番号	納付の区分
金融機関コード		

○ あなたが金融機関で申込みされました口座振替納付については、左のとおりですので御確認ください。

年度の振替日は、下記のとおりです。

期 別	振 替 日
全期分前納・第1期分	年 月 日
第 2 期 分	年 月 日
第 3 期 分	年 月 日
第 4 期 分	年 月 日

- 振替日（納期限の日）に振替不能とならないように預金残高をお確かめください。
- 平成18年度から、口座振替を利用して市税を納付されている人に送付していただきました「津市市税口座振替済通知書」を廃止させていただきました。振替結果については、預貯金通帳の記帳により確認をしてください。
- 口座振替されている金融機関等を変更される場合は、新たに契約される金融機関で、お早めに手続をしてください。

(10)

市民税・県民税の公的年金からの特別徴収（天引き）について

年10月以降に支払われる公的年金から市民税・県民税が特別徴収（天引き）となります。

ただし、給与所得などの公的年金以外の所得に係る市民税・県民税は、公的年金からの特別徴収の対象とならず、別に納付していただきます。

◎ 特別徴収の対象者となる人

次の条件を全て満たす人が対象となります。

- 1 年4月1日時点で65歳以上の人
- 2 前年中より公的年金を受給している人
- 3 年1月1日以後、津市内に住所を有している人
- 4 介護保険が年金からの特別徴収となっている人

◎ 年度の特別徴収の時期及び税額

第1期、第2期は普通徴収の方法のため、申し込まれた口座より振り替えいたします。

10月以降は残りの税額を3等分して年金より天引きします。

徴収方法	自分で納付（普通徴収）		年金から天引き（特別徴収）		
徴収時期	第1期（6月）	第2期（8月）	10月	12月	翌年2月
税額	年税額の4分の1	年税額の4分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1

◎ 年度の特別徴収の時期及び税額

4～8月支給の年金からは、年 月に天引きした額と同額を仮徴収として天引きします。

10月～翌年2月支給の年金からは、年税額から仮徴収分を差し引いて3等分した額を天引きします。

徴収方法	年金からの天引き（特別徴収）					
	仮 徴 収			本 徴 収		
徴収時期	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
税 額	年 月の特別徴収額と同じ額	年 月の特別徴収額と同じ額	年 月の特別徴収額と同じ額	年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1	年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1	年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1

(1 1)

公的年金からの特別徴収税額及び徴収月

徴 収 月	特 別 徴 収 税 額
年 月	円
年 月	円
年 月	円

特別徴収を行う公的年金の支払者及び種類

支払者の名称	
公的年金の種類	

あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、次の額を特別徴収の方法によって徴収しますので通知します。

徴 収 月	特 別 徴 収 税 額
年 月	円
年 月	円
年 月	円

(1 2)

◎ 所得控除の種類 ※市民税・県民税と所得税では控除額が異なるものがあります。

種 類	内 容
雑 損 控 除	住宅・家財等に災害・盗難等による損失が生じた場合、損失額のうち一定額を控除します。
医 療 費 控 除	自分や生計を一にする親族の医療費等を支払った場合、支払医療費のうち、一定額を超える金額を控除します。
社 会 保 険 料 控 除	自分や生計を一にする親族の社会保険料（健康保険料・国民年金保険料等）を支払った場合、支払金額を控除します。
小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金	小規模企業共済制度に基づく掛金等の支払金額を控除します。
生 命 保 険 料 控 除	保険金受取人が本人や配偶者・親族となっている生命保険契約等について、その保険料を納税義務者が支払った場合、支払金額のうち一定額を控除します。
地 震 保 険 料 控 除	居住用家屋等の損害保険契約に基づき地震等損害部分の保険料を支払った場合、支払金額のうち一定額を控除します。平成18年末までに締結した長期損害保険料（保険期間が10年以上で満期返戻金のあるもの）も控除の対象です。
寡 婦 控 除	夫と死別又は離婚した後婚姻していない人のうち、一定の条件を満たす人が控除の対象となります。
寡 夫 控 除	妻と死別又は離婚した後婚姻していない人のうち、一定の条件を満たす人が控除の対象となります。
勤 労 学 生 控 除	大学・専修学校・高等学校等の学生で、一定の条件を満たす人が控除の対象となります。
障 害 者 控 除	自分や控除対象配偶者・扶養親族が障害者である場合、控除の対象となります。

(1 3)

◎ 所得控除の種類 ※市民税・県民税と所得税では控除額が異なるものがあります。

種 類	内 容
配 偶 者 控 除	あなたと生計を一にする配偶者及び扶養親族のうち、前年中の合計所得金額が38万円以下の人がいる場合、これらの控除の対象となります。
扶 養 控 除	
配 偶 者 特 別 控 除	あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円を超えて76万円未満の場合で、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合、配偶者の所得に応じて控除を受けることができます。
基 礎 控 除	すべての人がこの控除を受けることができます。

◎ 寄附金税額控除（税額控除）

(1 4)

◎ 税額控除
（調整控除：人的控除の差に対応した減額措置）

不服がある場合
この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。
また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告としてこの処分取消しの訴えを提起することができます。
なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。

納期限までにこの税金を納付しなかった場合

- (1) 延滞金
納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントに満たない場合には、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した金額が加算されます。
- (2) 督促手数料
納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません。
- (3) 滞納処分
督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

◎ 税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

(1)

_____ 様方 _____ 様

年度
市民税・県民税
納税通知書

口座振替用

年 月 日

津市長（氏 名） 印

お問い合わせ番号

お電話でお問い合わせの際は、右の「お問い合わせ番号」をお伝えください。

税額変更（賦課決定）しましたので、次の税額をあなたが申し込まれた口座から振り替えいたします。

期 別 納 付			
納期限	第 2 期 月 日	第 3 期 月 日	第 4 期 月 日
納付額 (充当後)	円	円	円

※この通知書は、少なくとも
5年間は大切に保管してく
ださい。

(2)

◎ この通知書について

この通知書は、新たに市民税・県民税の納税義務が発生した人、又は現在課税されている税額及び徴収方法に変更があった人に送られます。

◎ 賦課の根拠

この税金は、地方税法及び津市市税条例の規定により、 年1月1日現在、津市内に住所を有する個人又は津市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有する個人に課税されます。

◎ 市民税・県民税が課税される人

市民税・県民税は前年中の所得に応じて均等割及び所得割が課税されます。

均等割が課税される人

前年中に扶養親族がいる場合	前年中に扶養親族がない場合
前年中の合計所得金額が次の金額を超える人 円×（扶養親族数+1）+ 円	前年中の合計所得金額が 円を超える人

所得割が課税される人

前年中に扶養親族がいる場合	前年中に扶養親族がない場合
前年中の総所得金額等が次の金額を超える人 円×（扶養親族数+1）+ 円	前年中の総所得金額等が 円を超える人

年 月 日現在において本人が寡婦・寡夫・障害者・未成年者のいずれかに該当し、かつ、合計所得金額が 万円以下の人、均等割及び所得割は課税されません。

※合計所得金額とは、分離課税所得の特別控除や損失の繰越控除を適用する前の所得を合計した金額です。

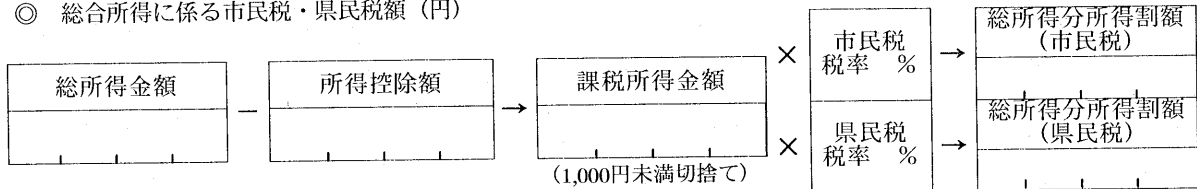
※総所得金額等とは、損失の繰越控除を適用した後の所得を合計した金額です。

※市民税・県民税が天引きされている株式等の譲渡所得・配当所得の場合、市民税・県民税申告書や所得税の確定申告書で申告したものが、合計所得金額・総所得金額等に加算されます。

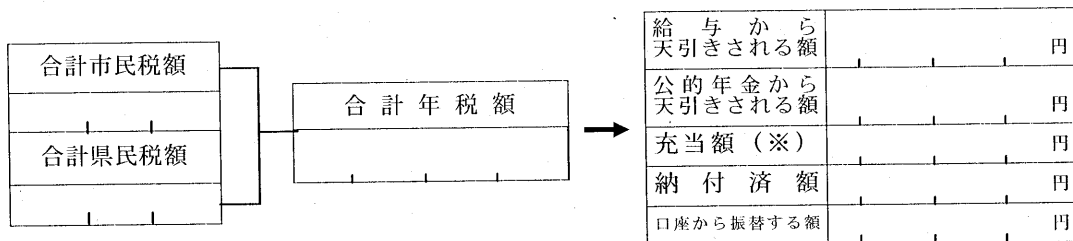
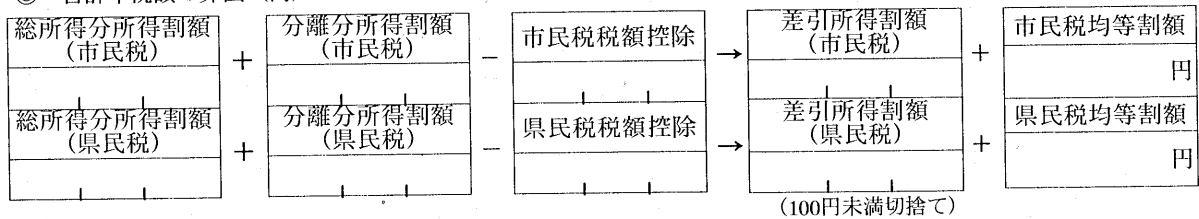
(3)

年度 あなたの市民税・県民税の計算の流れ（税額変更・賦課決定後）

◎ 総合所得に係る市民税・県民税額（円）



◎ 合計年税額の算出（円）



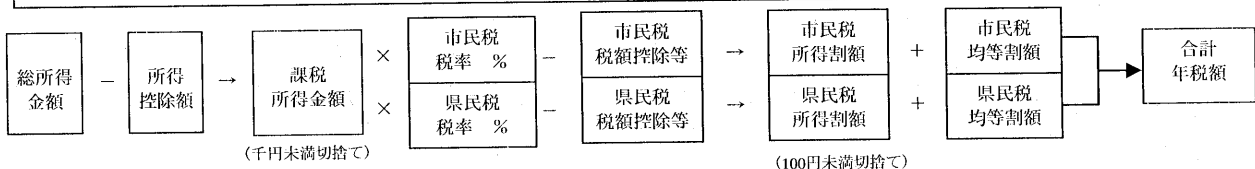
※充当額とは配当割額・株式譲渡所得割額控除額が所得割より控除することができなかった場合に税額に充当される金額です。

(4)

◎ 市民税・県民税の計算の流れ

市民税・県民税の税額は、均等割額と所得割額の合計です。
均等割額は定額で、所得割額は前年中の所得金額と所得控除額を基に計算します。

1 総合所得金額	営業・農業・不動産・給与・公的年金等の所得を計算し合計します。 不動産及び株式等の譲渡所得、先物取引に関する所得、山林所得は分離課税所得として異なる税率が適用されます。
2 所得控除額	所得から差し引く所得控除額を計算し合計します。
3 課税所得金額	1で計算した総合所得金額から、2で計算した所得控除額を差し引きます。
4 所得割額	3で計算した課税所得金額に税率（市民税 %・県民税 %）をかけます。
5 税額控除等	4で計算した所得割額から税額控除を差し引きます。
6 均等割額	税額控除後の所得割額に均等割額を加算します。 均等割額は市民税 円・県民税 円です。
7 合計年税額	算出された市民税と県民税を合計します。 この金額が、あなたが 年度に納付する市民税・県民税の額です。



※分離課税所得（不動産・株式の譲渡など）がある場合は、分離課税所得に税率をかけた額が所得割に算入されます。

(5)

年度 市民税・県民税 税額変更（賦課決定）通知書

納税義務者	住所	様	通知書番号
	氏名		

◎ あなたの市民税・県民税を次のように税額変更（賦課決定）しましたので通知します。

変更理由

◎所得金額の内訳

所得区分	変更前（円）	変更後（円）
総所得金額		
合計所得金額		

分離課税の所得金額の内訳（円）		
所得区分	変更前	変更後
短期譲渡		
長期譲渡		
山林		
株式等譲渡		
先物取引		
繰越損失		

総所得金額の内訳（円）		
所得区分	変更前	変更後
営業等		
農業		
不動産		
利子		
配当		
給与（収入）		
所得		
公的年金収入		
その他		
雑所得合計		
譲渡・一時		

(6)

◎ 津市から転出された人へ

市民税・県民税はその年の1月1日時点の住所地にて課税されます。そのため、
1月2日以降に津市を転出された場合でも、年度の市民税・県民税は津市に口座振替により
納付していただきます。

また、年度の所得証明書、年度の課税証明書等についても津市で発行します。

◎ 退職・休職などをされた人へ

退職・休職等の理由で市民税・県民税の給与天引きができなくなった人は、給与から天引きできなかった額を
口座より振り替えいたします。なお、給与天引きを再開する場合は、勤務先事業所の給与事務担当者の方から
（名称）課に、給与天引き再開の旨を御連絡ください。

◎ 公的年金から市民税・県民税が天引きされている人へ

公的年金から市民税・県民税が天引きされている人のうち、公的年金等の所得に基づく税額が変更となった場
合や津市から転出した場合などは公的年金からの天引きが中止されます。この場合、天引きできなかった額を口
座より振り替えいたします。

◎ 納税義務者が亡くなられた場合

市民税・県民税は、その年の1月1日時点で津市に居住していた人に課税され、その人が年の途中で亡くなられた場合
でも、納税義務は相続人が引き継ぐことになります。そのため、この通知書の市民税・県民税は相続人に当たる人が納付
してください。

振替口座を変更される場合は、変更後の口座がある金融機関で、お早めに手続きをしてください。

(7)

◎所得控除及び税額控除の内訳

所得控除額の内訳 (円)		
所得控除区分	変 更 前	変 更 後
雑損・医療費		
社会保険料		
小規模企業共済等		
生保・地保		
障・寡・勤		
配偶者		
配偶者特別		
扶 養		
基 礎		
控 除 の 合 計		

人的控除等の内訳					
区 分	変更前	変更後	区 分	変更前	変更後
控 配			扶養障害	特 別	
老 控 配				(内同居)	
特 定			本人障害	そ の 他	
老 人				特 別	
(内同居)			寡婦	そ の 他	
他 扶 養				特 定	
勤 労 学 生			寡 夫	一 般	
調 整					
家 屋 敷					

税額控除等の内訳 (円)					
区 分	変更前	変更後	区 分	変更前	変更後
調整控除 配当控除	市民税		配当割 譲渡割	市民税	
	県民税			県民税	
住宅借入金 ・寄附金	市民税		その他	市民税	
	県民税			県民税	

(8)

市民税・県民税の公的年金からの特別徴収（天引き）について

年10月以降に支払われる公的年金から市民税・県民税が特別徴収（天引き）となります。

ただし、給与所得などの公的年金以外の所得に係る市民税・県民税は、公的年金からの特別徴収の対象とならず、別に納付していただきます。

◎ 特別徴収の対象者となる人

次の条件を全て満たす人が対象となります。

- 1 年4月1日時点で65歳以上の人
- 2 前年中より公的年金を受給している人
- 3 年1月1日以後、津市内に住所を有している人
- 4 介護保険が年金からの特別徴収となっている人

◎ 年度の特別徴収の時期及び税額

第1期、第2期は普通徴収の方法のため、申し込まれた口座より振り替えいたします。

10月以降は残りの税額を3等分して年金より天引きします。

徴収方法	自分で納付（普通徴収）		年金から天引き（特別徴収）		
徴収時期	第1期（6月）	第2期（8月）	10月	12月	翌年2月
税額	年税額の4分の1	年税額の4分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1

◎ 年度の特別徴収の時期及び税額

4～8月支給の年金からは、年2月に天引きした額と同額を仮徴収して天引きします。

10月～翌年2月支給の年金からは、年税額から仮徴収分を差し引いて3等分した額を天引きします。

徴収方法	年金からの天引き（特別徴収）					
	仮徴収			本徴収		
徴収時期	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
税額	年 月の特 徴収額と同じ額	年 月の特 徴収額と同じ額	年 月の特 徴収額と同じ額	年税額から仮徴 収分を差し引い た額の3分の1	年税額から仮徴 収分を差し引い た額の3分の1	年税額から仮徴 収分を差し引い た額の3分の1

(9)

◎各所得に基づく税額及び各徴収税額の内訳

課税所得金額及び所得割額						
所得区分	課税所得金額 (千円)		市 民 税 (円)		県 民 税 (円)	
	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後
総所得分						
分離短期						
分離長期						
山 林						
株式譲渡						
先物取引						

年税額及び納付税額の計算 (円)				各徴収税額及び充当額 (円)		
区 分		変更前	変更後		変更前	変更後
算出税額の合計	市民税			特別徴収分 (給与)		
	県民税			特別徴収分 (年金)		
税額控除等	市民税			控除することができない額		
	県民税			充 当 額		
均等割額	市民税			差引普通徴収税額		
	県民税					
年 税 額						

※所得割より控除することができなかった配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

(10)

◎ 市民税・県民税の税率等 (一般的なものに限り掲載しております。)

所得等の種類	市民税の税率	県民税の税率	所得等の種類	市民税の税率	県民税の税率
均等割	円	円	所得割		
所得割 (総所得)	%	%	分離短期譲渡所得	%	%
			分離長期譲渡所得	%	%
			上場株式等譲渡所得	%	%

◎ 所得の種類と一般的な内容

	種 類	内 容
総所得	給 与 所 得	勤務先から受け取る給料・賞与等による所得
	営 業 所 得	商・工業や漁業等の自営業による所得
	農 業 所 得	農業による所得
	不 動 産 所 得	不動産等の貸付けによる所得
	利 子 所 得	預貯金の利子等により生ずる所得
	配 当 所 得	株式等の配当金により生ずる所得
	総 合 譲 渡 所 得	不動産以外の資産の譲渡により生ずる所得
	一 時 所 得	生命保険・損害保険の満期返戻金等により生ずる所得
分離課税所得	雑 所 得	公的年金等による所得・他の所得に当てはまらない所得
	山 林 所 得	山林の譲渡や立木を売却した場合の所得
	短 期 譲 渡 所 得	土地・建物等の譲渡により生ずる所得
	長 期 譲 渡 所 得	短期譲渡所得：譲渡する資産の所有期間が5年未満の場合 長期譲渡所得：譲渡する資産の所有期間が5年を超える場合
	株式等の譲渡所得	株式等の譲渡による所得
	先物取引に係る所得	商品先物取引により生ずる所得

(1 1)

◎各期納付税額及び各月徴収税額の内訳

普通徴収税額の税額及び納期 (円)				
期 別	変更前	変更後	納付済額	差引納付額
第1期				
第2期				
第3期				
第4期				

公的年金からの特別徴収税額 (円)		
徴 収 月	変 更 前	変 更 後
年 月		
年 月		
年 月		

公的年金からの仮特別徴収税額 (円)		
徴 収 月	変 更 前	変 更 後
年 月		
年 月		
年 月		

給与からの特別徴収税額 (円)			
6 月		1 2 月	
7 月		1 月	
8 月		2 月	
9 月		3 月	
1 0 月		4 月	
1 1 月		5 月	

(1 2)

◎ 所得控除の種類 ※市民税・県民税と所得税では控除額が異なるものがあります。

種 類	内 容
雑 損 控 除	住宅・家財等に災害・盗難等による損失が生じた場合、損失額のうち一定額を控除します。
医 療 費 控 除	自分や生計を一にする親族の医療費等を支払った場合、支払医療費のうち、一定額を超える金額を控除します。
社 会 保 険 料 控 除	自分や生計を一にする親族の社会保険料（健康保険料・国民年金保険料等）を支払った場合、支払金額を控除します。
小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金	小規模企業共済制度に基づく掛金等の支払金額を控除します。
生 命 保 険 料 控 除	保険金受取人が本人や配偶者・親族となっている生命保険契約等について、その保険料を納税義務者が支払った場合、支払金額のうち一定額を控除します。
地 震 保 険 料 控 除	居住用家屋等の損害保険契約に基づき地震等損害部分の保険料を支払った場合、支払金額のうち一定額を控除します。平成18年末までに締結した長期損害保険料（保険期間が10年以上で満期返戻金のあるもの）も控除の対象です。
寡 婦 控 除	夫と死別又は離婚した後婚姻していない人のうち、一定の条件を満たす人が控除の対象となります。
寡 夫 控 除	妻と死別又は離婚した後婚姻していない人のうち、一定の条件を満たす人が控除の対象となります。
勤 労 学 生 控 除	大学・専修学校・高等学校等の学生で、一定の条件を満たす人が控除の対象となります。
障 害 者 控 除	自分や控除対象配偶者・扶養親族が障害者である場合、控除の対象となります。

(1 3)

口座振替制度を御利用の皆様へ

あなたのこの税金は、次のとおり口座振替の取扱いをしています。

金融機関名		
口座名義人		
口座の種類	口座番号	納付の区分

金融機関コード	
---------	--

○ あなたが金融機関で申込みされました口座振替納付については、左のとおりですので御確認ください。

年度の振替日は、下記のとおりです。

期 別	振 替 日
全期分前納・第1期分	年 月 日
第 2 期 分	年 月 日
第 3 期 分	年 月 日
第 4 期 分	年 月 日

- 振替日（納期限の日）に振替不能とならないように預金残高をお確かめください。
- 平成18年度から、口座振替を利用して市税を納付されている人に送付していました「津市市税口座振替済通知書」を廃止させていただきました。振替結果については、預貯金通帳の記帳により確認をしてください。
- 口座振替されている金融機関等を変更されるときは、新たに契約される金融機関で、お早めに手続をしてください。

(1 4)

◎ 所得控除の種類 ※市民税・県民税と所得税では控除額が異なるものがあります。

種 類	内 容
配 偶 者 控 除	あなたと生計を一にする配偶者及び扶養親族のうち、前年中の合計所得金額が38万円以下の人がある場合、これらの控除の対象となります。
扶 養 控 除	あなたと生計を一にする配偶者及び扶養親族のうち、前年中の合計所得金額が38万円以下の人がある場合、これらの控除の対象となります。
配 偶 者 特 別 控 除	あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円を超えて76万円未満の場合で、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合、配偶者の所得に応じて控除を受けることができます。
基 礎 控 除	すべての人がこの控除を受けることができます。

◎ 寄附金税額控除（税額控除）

(15)

◎ 調整控除（税額控除）
（調整控除：人的控除の差に対応した減額措置）

不服がある場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告としてこの処分取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。

納期限までにこの税金を納付しなかった場合

(1) 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントに満たない場合には、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した金額が加算されます。

(2) 督促手数料

納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません。

(3) 滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

◎ 税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

(16)

◎ この税金についてのお問い合わせ先

市民税・県民税の計算 に関する事	(名称) 課 (名称) 担当	(電話番号)
	(名称) 課 (名称) 担当	(電話番号)
納税に関する御相談	(名称) 課 (名称) 担当	(電話番号)
納付方法・口座振替に関する事	(名称) 課 (名称) 担当	(電話番号)

第46号様式その1及びその2を次のように改める。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

津市告示第 1 4 5 号

津市斎場の使用料の徴収業務の事務を、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 1 年 5 月 1 8 日

津市長 松 田 直 久

徴収業務を行う場所	受 託 者	委託期間
久居庁舎	津市大倉 3 番 4 号 いずみサポート株式会社津営業所	平成 2 1 年 5 月 1 日から 平成 2 2 年 4 月 3 0 日まで
河芸庁舎	津市半田 2 5 4 0 番地 1 株式会社ニーズ	平成 2 1 年 5 月 1 日から 平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで
安濃庁舎	津市栄町三丁目 2 2 2 番地 株式会社メイハンコーポレーション	平成 2 1 年 5 月 1 日から 平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで
芸濃庁舎	津市北丸之内 1 9 1 番地 中部商事株式会社	平成 2 1 年 5 月 1 日から 平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで
美里庁舎	津市本町 2 2 番 7 号 東海警備保障株式会社	平成 2 1 年 5 月 1 日から 平成 2 2 年 4 月 3 0 日まで
香良洲庁舎	津市大倉 3 番 4 号 いずみサポート株式会社津営業所	平成 2 1 年 5 月 1 日から 平成 2 2 年 4 月 3 0 日まで
一志庁舎	津市栄町三丁目 2 2 2 番地 株式会社メイハンコーポレーション	平成 2 1 年 5 月 1 日から 平成 2 2 年 4 月 3 0 日まで
白山庁舎	津市本町 2 2 番 7 号 東海警備保障株式会社	平成 2 1 年 5 月 1 日から 平成 2 2 年 4 月 3 0 日まで

津市告示第 1 4 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 1 年河芸町告示第 1 1 6 1 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 1 年 5 月 2 0 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

三行自治会

三重県津市河芸町三行 1 2 2 8 番地 1

代表者 米倉 孝一

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の解散

変 更 前	本会は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 5 項において準用する民法第 6 8 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定により解散する。
変 更 後	本会は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 0 の規定により解散する。

3 変更の理由及び年月日

法改正により、平成 2 1 年 4 月 1 1 日の定期総会において議決されたため。

津市告示第 1 4 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年美里村告示第 1 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 1 年 5 月 2 1 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

穴倉区自治会

三重県津市美里町穴倉 8 4 0 番地 1

代表者 福山 光義

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の解散事由

変 更 前	本会は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 5 項において準用する民法第 6 8 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定により解散する。
変 更 後	本会は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 0 第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の規定により解散する。

3 変更の理由及び年月日

平成 2 0 年 1 2 月 1 日法改正のため。

津市告示第 1 4 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 6 年美里村告示第 2 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 1 年 5 月 2 1 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

北長野区

三重県津市美里町北長野 1 5 4 4 番地

代表者 馬杉 勲

2 変更に係る事項

(1) 代表者の住所及び氏名

変 更 前	三重県津市美里町北長野 1 5 7 8 番地 馬杉 勲
変 更 後	三重県津市美里町北長野 1 5 7 8 番地 馬杉 勲

(2) 地縁による団体の解散事由

変 更 前	本会は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 5 項において準用する民法第 6 8 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定により解散する。
変 更 後	本会は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 0 第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の規定により解散する。

3 変更の理由及び年月日

平成 2 1 年 4 月 1 2 日の総会において再任及び、法改正のため。

津市告示第 1 4 9 号

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年美杉村告示第 8 3 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 1 年 5 月 2 1 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

太郎生区会

三重県津市美杉町太郎生 1 9 9 6 番地

代表者 奥 村 和 正

2 変更に係る事項

(1)規約の変更

変 更 前	第 3 7 条 地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 5 項において 準用する民法第 6 8 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定により解散する。
変 更 後	第 3 7 条 地方自治法第 2 6 0 条の 2 0 第 2 号、第 3 号、 第 4 号及び第 5 号の規定により解散する。

3 変更の理由及び年月日

平成 2 0 年 1 2 月 1 日に民法が改正されたため、平成 2 1 年 4 月 2 1 日の
定期総会において改正した。

津市告示第 1 5 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年美杉村告示第 1 7 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 1 年 5 月 2 1 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

三谷組自治会

三重県津市美杉町下之川 5 6 4 0 番地

代表者 横 山 雄

2 変更に係る事項

(1)規約の変更

変 更 前	第 3 7 条 本会は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 5 項において準用する民法第 6 8 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定により解散する。
変 更 後	第 3 8 条 本会は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 0 第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の規定により解散する。

(2)代表者の氏名及び住所

変 更 前	水谷邦郎 三重県津市美杉町下之川 5 9 5 8 番地
変 更 後	横山 雄 三重県津市美杉町下之川 5 6 4 0 番地

3 変更の理由及び年月日

平成 2 0 年 1 2 月 1 日に民法が改正されたため、平成 2 1 年 3 月 1 5 日の通常総会において改正した。また通常総会において、平成 2 1 年 4 月 1 日から新任

津市告示第 1 5 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 6 年河芸町告示第 1 3 9 1 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 1 年 5 月 2 2 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

杜の街かえでの丘自治会

三重県津市河芸町杜の街 1 丁目 2 0 番地 2 3

代表者 奥 山 み き 子

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	山本 正臣 三重県津市河芸町杜の街 1 丁目 1 1 番地 4
変更後	奥山 みき子 三重県津市河芸町杜の街 1 丁目 2 0 番地 2 3

3 変更の理由

総会により、代表者が選出されたため

4 変更年月日

平成 2 1 年 4 月 5 日

津市告示第 1 5 2 号

平成 2 1 年第 2 回津市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 2 1 年 5 月 2 5 日

津市長 松 田 直 久

1 招集の日

平成 2 1 年 5 月 2 8 日

2 招集の場所

津市議会議事堂

3 会議の事件

専決処分の承認について

専決処分の承認について

専決処分の承認について

専決処分の承認について

専決処分の承認について

専決処分の報告について

専決処分の報告について

津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部の改正
について

津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部の改正について

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部の改正について

津市職員の給与に関する条例の一部の改正について

津市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部の改正に
ついて

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部の改正に
ついて

平成 2 1 年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

津市告示第 1 5 3 号

平成 2 1 年第 2 回津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 1 年 5 月 2 5 日

津市長 松 田 直 久

1 招集の日

平成 2 1 年 6 月 1 日

2 招集の場所

津市議会議事堂

津市告示第 1 5 4 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 2 1 年 5 月 2 6 日

津市長 松 田 直 久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0107127	平成 20 年 10 月 1 日	平成 21 年 4 月 28 日
7169530	平成 20 年 10 月 1 日	平成 21 年 4 月 22 日
9120660	平成 20 年 10 月 1 日	平成 21 年 4 月 17 日
9204590	平成 20 年 10 月 1 日	平成 21 年 4 月 15 日

津市告示第 1 5 5 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 2 1 年 5 月 2 6 日

津市長 松 田 直 久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0102196	平成 20 年 10 月 1 日	平成 21 年 5 月 8 日
0354431	平成 20 年 10 月 1 日	平成 21 年 5 月 1 日
9207779	平成 20 年 10 月 1 日	平成 21 年 5 月 11 日

津市告示第 1 5 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 0 年芸濃町告示第 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 1 年 5 月 2 6 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

林町自治会

三重県津市芸濃町林 1 3 4 番地 3

代表者 臼井 美樹

2 変更に係る事項

代表者の氏名 及び住所	変更前	竹尾 信宏 津市芸濃町林 3 4 9 番地
	変更後	臼井 美樹 津市芸濃町林 1 3 4 番地 3

3 変更理由及び年月日

平成 2 1 年 4 月 2 6 日の定期総会において、平成 2 1 年 4 月 1 日から新任

津市告示第 1 5 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年美杉村告示第 1 2 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 1 年 5 月 2 6 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

須渕地区

三重県津市美杉町八知 6 7 4 番地 3

代表者 川 本 一 雄

2 変更に係る事項

(1)規約の変更

変 更 前	第 3 8 条 地区は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 5 項において準用する民法第 6 8 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定により解散する。
変 更 後	第 3 8 条 地区は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 0 第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の規定により解散する。

(2)代表者の氏名及び住所

変 更 前	水井澄夫 三重県津市美杉町八知 6 8 9 番地 3
変 更 後	川本一雄 三重県津市美杉町八知 1 1 2 6 番地

3 変更の理由及び年月日

平成 2 0 年 1 2 月 1 日に民法が改正されたため、平成 2 1 年 5 月 1 5 日の通常総会において改正した。また通常総会において、平成 2 1 年 5 月 1 5 日から新任

津市告示第 1 5 8 号

平成 2 1 年 5 月 2 8 日招集の第 2 回津市議会臨時会に付議する事件を、次のとおり追加する。

平成 2 1 年 5 月 2 7 日

津市長 松 田 直 久

津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部の改正について

津市告示第 1 5 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 8 年津市告示第 5 2 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 1 年 5 月 2 7 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

上野自治会

三重県津市白山町川口 7 6 2 9 番地

代表者 川 北 建 一

2 変更に係る事項

解散の事由

変更前	本会は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 5 項において準用する民法第 6 8 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定により解散する。
変更後	本会は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 0 第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の規定により解散する。

3 変更の理由及び年月日

平成 2 0 年 1 2 月 1 日法改正のため

津市告示第 1 6 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 5 年白山町告示第 2 0 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 1 年 5 月 2 7 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

白山町城立自治会

三重県津市白山町城立 2 1 3 番地 3

代表者 岡 田 邦 彦

2 変更に係る事項

解散の事由

変更前	本会は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 5 項において準用する民法第 6 8 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定により解散する。
変更後	本会は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 0 第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の規定により解散する。

3 変更の理由及び年月日

平成 2 0 年 1 2 月 1 日法改正のため

津市告示第 1 6 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 7 年白山町告示第 8 9 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 1 年 5 月 2 7 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

白山町北家城自治会

三重県津市白山町北家城 3 5 3 番地

代表者 長 谷 川 直 道

2 変更に係る事項

解散の事由

変更前	本会は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 5 項において準用する民法第 6 8 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定により解散する。
変更後	本会は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 0 第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の規定により解散する。

3 変更の理由及び年月日

平成 2 0 年 1 2 月 1 日法改正のため

津市告示第 1 6 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 8 年津市告示第 3 4 8 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 1 年 5 月 2 9 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

小野田町自治会

三重県津市大里小野田町 1 6 6 番地 1

代表者 岡 久 生

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	宮 村 博 三重県津市大里小野田町 1 3 2 番地
変更後	岡 久 生 三重県津市大里小野田町 1 0 5 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 1 年 5 月 1 0 日の定期総会において新任されたため。

津市告示第 1 6 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年津市告示第 3 9 9 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 1 年 5 月 2 9 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

西千歳ヶ丘自治会

三重県津市垂水 2 9 2 7 番地 1 2 1

代表者 奥 村 治 雄

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	磯 貝 久 壽 三重県津市垂水 2 9 2 7 番地 7 7
変更後	奥 村 治 雄 三重県津市垂水 2 9 2 7 番地 1 5 0

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 1 年 4 月 5 日の定期総会において新任されたため。

津市公告第 6 8 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 2 1 年 5 月 1 8 日

津市長 松 田 直 久

記

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

421051820

公 告 日	平成21年5月18日	業 務 担 当 課	営繕課		
業 務 名	平成 2 1 年度営第 1 - 2 4 号 津市立豊津小学校及び立成小学校耐震補強工事監理業務委託				
業 務 場 所	津市 河芸町一色及び久居野村町 地内				
業 務 概 要	耐震補強工事監理業務 一式 津市立豊津小学校 津市立立成小学校				
期 間	契約締結の日から 平成21年11月20日 まで				
発 注 業 種	建築関係コンサルタント				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	登録要件	業種	建築関係コンサルタント	部門	建築一般
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第 1 項の規定による登録を受けていること			
	所在地要件	市内本店			
	当該部門 における 営業収入 金額要件				
	同種業務 実績要件	過去 5 年間に於いて建築工事監理業務の官公庁の元請実績を有すること			
	技術者要件	主任技術者	一級建築士（本市発注業務における専任配置）		
	その他要件	平成 2 0 年度格付区分等業者一覧（建築一般）に掲載されていること			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成21年5月22日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成21年5月22日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	平成21年5月22日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業（株）津支店 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成21年5月27日 午後2時45分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	2,175,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。				

津市公告第 6 9 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置について指定したので、津市建築基準法施行取扱規則（平成 1 8 年津市規則第 1 9 9 号）第 1 3 条第 2 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 1 年 5 月 2 0 日

津市長 松 田 直 久

指定道路

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 地名地番 | 津市河芸町中瀬字西山 2 4 0 番 2、2 5 5 番 4 7、赤道の一部 |
| 2 | 幅員 | 6 . 0 メートル |
| 3 | 延長 | 1 2 . 9 メートル |
| 4 | 指 定 日 | 平成 2 1 年 5 月 1 4 日 |

津市公告第 7 0 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置について指定したので、津市建築基準法施行取扱規則（平成 1 8 年津市規則第 1 9 9 号）第 1 3 条第 2 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 1 年 5 月 2 0 日

津市長 松 田 直 久

指定道路

- 1 地名地番 津市一身田平野字町長 3 9 6 番 1
- 2 幅 員 5 . 0 メートル
- 3 延 長 3 5 . 0 メートル
- 4 指 定 日 平成 2 1 年 5 月 1 4 日

津市公告第 7 1 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置について指定したので、津市建築基準法施行取扱規則（平成 1 8 年津市規則第 1 9 9 号）第 1 3 条第 2 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 1 年 5 月 2 0 日

津市長 松 田 直 久

指定道路

- | | | |
|---|-------|---------------------|
| 1 | 地名地番 | 津市川方町字里ノ内 3 9 7 番 1 |
| 2 | 幅員 | 6 . 0 メートル |
| 3 | 延長 | 4 0 . 8 メートル |
| 4 | 指 定 日 | 平成 2 1 年 5 月 1 8 日 |

津市公告第 7 2 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 1 年 5 月 2 1 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 2 1 年 5 月 1 7 日

2 抑留期間 平成 2 1 年 5 月 2 2 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 末広町	雑種	黒灰	メス	小	9 1 日 以上	赤黒の首輪

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 7 3 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 1 項の規定による津都市計画道路事業 3 ・ 4 ・ 1 4 号上浜元町線の事業計画の変更認可に係る図書の写しの送付を三重県知事より受けましたので、同条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 2 項の規定により、次の場所において公衆の縦覧に供します。

平成 2 1 年 5 月 2 1 日

津市長 松 田 直 久

1 縦覧場所

津市西丸之内 2 3 番 1 号

津市建設部建設維持課

2 縦覧期間

平成 2 1 年 5 月 2 1 日から

平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで

津市公告第 7 4 号

都市計画法(昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号)第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 1 年 5 月 2 5 日

津市長 松 田 直 久

1 工事完了年月日

平成 2 1 年 5 月 2 2 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市あのかつ台一丁目ほか 8 町 (第 1 期事業 5 - 3 工区)

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市河芸町浜田 8 0 8

津市土地開発公社

理事長 福田 圭司

津市公告第 7 5 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 1 年 5 月 2 7 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 2 1 年 5 月 2 2 日

2 抑留期間 平成 2 1 年 5 月 2 9 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 榊原町	雑種	薄茶	オス	中	9 1 日 以上	青い首輪

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市消防本部訓令第 1 号

消防本部

津市消防事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 1 年 5 月 2 9 日

津市消防長 中 西 秀 輝

津市消防事務専決規程の一部を改正する訓令

津市消防事務専決規程（平成 1 8 年津市消防本部訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 消防本部の表予防課の項中

「	3	防火管理者講習会の開催に関すること。		○	
	4	防火管理者講習修了証の交付に関すること。		○	
	5	火災統計書の作成に関すること。		○	
	6	火災即報等の報告に関すること。		○	
	7	消防関係団体の育成指導に関すること。	極めて輕易なもの	輕易なもの	重要なもの
	8	消防同意等を要する建築物の申請書類の処理（津市消防本部建築同意事務等処理要綱（平成 1 8 年津市消防本部訓令第 号）の規定に基づくものに限る。）に関すること。		○	
	9	仮使用承認通知に関すること。		○	
	10	消防用設備等の着工及び届出に関すること。		○	
	11	暫定適マーク制度に関する		○	

こと。

」

を

「

3 防火管理者講習会及び防災 管理者講習会の開催に関する こと。		○	
4 防火管理者講習修了証及び 防災管理者講習終了証の交付 に関すること。		○	
5 防火対象物及び防災管理対象 物の点検及び報告義務の特例に に関すること。		○	
6 火災統計書の作成に関するこ と。		○	
7 火災速報等の報告に関するこ と。		○	
8 消防関係団体の育成指導に関 すること。	極めて軽易 なもの	軽易なもの	重要なもの
9 消防同意等を要する建築物の 申請書類の処理に関すること。		○	
10 仮使用承認通知に関するこ と。		○	
11 消防用設備等の着工及び届 出に関すること。		○	

」

に改める。

別表第1消防署の表中「27 津市事務専決規程」を「30 津市事務専決規程」に、「26 津消防団」を「29 津消防団」に、「25 日誌」を「28 日誌」に、「24 所属職員」を「27 所属職員」に、「23 各種統計事務」を「26 各種統計事務」に、「22 資器材」を「25 資器材」に、「21 り災」を「24 り災」に、「20 火災」を「23 火災」に、

「 1 9 防火対象物」を「 2 2 防火対象物」に、「 1 8 防火対象物」を「 2 1 防火対象物」に、「 1 7 防火対象物」を「 2 0 防火対象物」に、「 1 6 消防計画」を「 1 9 消防計画」に、

「		15 防火管理者 の選（解）任 届出の受理に 関すること。	極めて軽易 なもの	軽易なもの	重要なもの		」
---	--	--	--------------	-------	-------	--	---

を

「		15 防火対象物 及び防災管理 対象物の点検 結果報告の受 理に関するこ と。	極めて軽易 なもの	軽易なもの	重要なもの		」
		16 自衛消防組 織設置（変 更）届出の受 理に関するこ と。	極めて軽易 なもの	軽易なもの	重要なもの		
		17 管理権原者 変更届出の受 理に関するこ と。	極めて軽易 なもの	軽易なもの	重要なもの		
		18 防火管理者 及び防災管理 者の選（解） 任届出の受理 に関するこ と。	極めて軽易 なもの	軽易なもの	重要なもの		」

に改める。

附 則

この訓令は、平成 2 1 年 6 月 1 日から施行する。

津市消防本部訓令第 2 号

消防本部

津市消防違反処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 1 年 5 月 2 9 日

津市消防長 中 西 秀 輝

津市消防違反処理規程の一部を改正する訓令

津市消防違反処理規程（平成 1 8 年津市消防本部訓令第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「火災の予防」を「火災の予防等」に改める。

第 4 条第 1 号中「火災危険」を「火災等の危険」に改める。

第 1 0 条中「第 5 7 条第 1 項及び第 2 項」の次に「並びに行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）第 4 6 条第 1 項」を加える。

第 1 2 条第 1 項中「第 8 条の 2 第 3 項」の次に「、法第 8 条の 2 の 5 第 3 項」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 前 2 項の規定は、法第 3 6 条第 1 項において読み替えて準用する法第 8 条第 3 項及び第 4 項並びに法第 8 条の 2 第 3 項の規定に基づく命令を行った場合において、法第 3 6 条第 1 項に規定する建築物その他の工作物のある場所に公示を行うときに準用する。

第 1 4 条中「第 8 条の 2 の 3 第 6 項」の次に「又は法第 3 6 条第 1 項において読み替えて準用する法第 8 条の 2 の 3 第 6 項」を加える。

第 2 0 条及び第 2 1 条中「又は法第 1 7 条の 2 の 3 第 4 項」を「、法第 1 7 条の 2 の 3 第 4 項又は法第 3 6 条第 1 項において読み替えて準用する法第 8 条の 2 の 3 第 5 項」に改める。

別表第 1 防火管理関係違反（法第八条第一項違反及び法第十七条の三の三違反）の項から 定期点検報告（法第八条の二の二及び法第八条の二の三）の項までを次のように改める。

防火 管理及 び防災 管理違 反（法 第 8 条 第 1 項、 法第 8 条の 2 の 5、 法第 1 7 条の 3 の 3 及び法 第 3 6 条第 1 項にお いて読 み替え て準用 する法 第 8 条 第 1 項）	1	防火管理者及び 防災管理者未選任	警告	警告事項不 履行のもの	選任命令 （法第 8 条 第 3 項及び 法第 3 6 条 第 1 項にお いて読み替 えて準用す る法第 8 条 第 3 項）	二次措置が 不履行で、 かつ、 の 適用要件に 該当する場 合	の一次措置に よる。（法第 5 条の 2 ）
	2	自衛消防組織未 設置	警告	警告事項不 履行のもの	設置命令 （法第 8 条 2 の 5 第 3 項）	二次措置が 不履行で、 かつ、 の 適用要件に 該当する場 合	の一次措置に よる。（法第 5 条の 2 ）
	3	消防計画未作成	警告	警告事項不 履行のもの	作成命令 （法第 8 条 第 4 項及び 法第 3 6 条 第 1 項にお いて読み替 えて準用す る法第 8 条 第 4 項）	二次措置が 不履行で、 かつ、 の 適用要件に 該当する場 合	の一次措置に よる。（法第 5 条の 2 ）
	正	消防計画が不適 正なもの	警告	警告事項不 履行のもの	適正執行命 令（法第 8 条第 4 項及 び法第 3 6 条第 1 項に おいて読み 替えて準用 する法第 8 条第 4 項）	二次措置が 不履行で、 かつ、 の 適用要件に 該当する場 合	の一次措置に よる。（法第 5 条の 2 ）
		消火、通報及び 避難訓練未実施	警告	警告事項不 履行のもの	適正執行命 令（法第 8 条第 4 項及 び法第 3 6 条第 1 項に おいて読み 替えて準用 する法第 8 条第 4 項）	二次措置が 不履行で、 かつ、 の 適用要件に 該当する場 合	の一次措置に よる。（法第 5 条の 2 ）
		消防用設備等の 点検、整備未実 施等	警告	警告事項不 履行のもの	適正執行命 令（法第 8 条第 4 項及 び法第 3 6 条第 1 項に おいて読み 替えて準用	二次措置が 不履行で、 かつ、 の 適用要件に 該当する場 合	の一次措置に よる。（法第 5 条の 2 ）

					する法第 8 条第 4 項)			
		火気の使用又は取扱いに関する監督不適正	火気使用器具、電気器具等の管理	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令 (法第 8 条第 4 項及び法第 3 6 条第 1 項において読み替えて準用する法第 8 条第 4 項)	二次措置が不履行で、かつ、の適用要件に該当する場合	の一次措置による。(法第 5 条の 2)
			指定場所における喫煙等の制限	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令 (法第 8 条第 4 項及び法第 3 6 条第 1 項において読み替えて準用する法第 8 条第 4 項)	二次措置が不履行で、かつ、の適用要件に該当する場合	の一次措置による。(法第 5 条の 2)
		避難又は防火上必要な構造及び設備の管理不適正		警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令 (法第 8 条第 4 項及び法第 3 6 条第 1 項において読み替えて準用する法第 8 条第 4 項)	二次措置が不履行で、かつ、の適用要件に該当する場合	の一次措置による。(法第 5 条の 2)
		劇場等の定員管理不適正		警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令 (法第 8 条第 4 項及び法第 3 6 条第 1 項において読み替えて準用する法第 8 条第 4 項)	二次措置が不履行で、かつ、の適用要件に該当する場合	の一次措置による。(法第 5 条の 2)
		共同防火管理協議事項及び共同防災管理協議事項未決定 (法第 8	共同防火管理協議事項及び共同防災管理協議事項未決定	警告	警告事項不履行のもの	法定命令 (法第 8 条の 2 第 3 項及び法第 3 6 条第 1 項において読み替えて準用する法第 8 条の 2 第 3 項)	二次措置が不履行で、かつ、の適用要件に該当する場合	の一次措置 (法第 5 条の 2)

条の2 及び法 第36 条第1 項にお いて読 み替え て準用 する法 第8条 の2)						
定期 点検報 告（法 第8条 の2の 2及び 法第8 条の2 の3並 びに法 第36 条第1 項にお いて読 み替え て準用 する法 第8条 の2の 2及び 法第8 条の2 の3）	定期点検報告未実施 での表示又は紛らわ しい表示をしたもの	表示の除去又 は消印を付す ことの命令 （法第8条の 2の2第4項 及び法第36 条第1項にお いて読み替え て準用する法 第8条の2の 2第4項）				
	1 偽りその他不正 な手段により当該 認定を受けたこと が判明したもの	法第8条の2 の3第1項に よる認定の取 消し（法第8 条の2の3第				
	2 法第5条第1項、 第5条の2第1項、 第5条の3第1項、 第8条第3項若し くは第4項、第17 条の4第1項又は 法第36条第1項 において読み替え て準用する法第8 条第3項若しくは 第4項の規定の命 令がされたもの	6項及び法第 36条第1項 において読み 替えて準用す る法第8条の 2の3第6 項）				
	3 法第8条の2の 3第1項第3号又 は法第36条第1 項において読み替 えて準用する法第 8条の2の3第1 項第3号に該当し なくなったもの					

別表第 1 消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する基準違反（法第十七条）の項中「第十七条」を「第 17 条」に改め、同表 危険物の無許可貯蔵又は取扱い（法第十条第一項）の項中「第十条第一項」を「第 10 条第 1 項」に改め、同表 製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いに関する基準違反（法第十条第三項）の項中「第十条第三項」を「第 10 条第 3 項」に改め、同表 製造所等の位置、構造又は設備の無許可変更（法第十一条第一項）の項中「第十一条第一項」を「第 11 条第 1 項」に改め、同表 製造所等の完成検査前使用（法第十一条第五項）の項中「第十一条第五項」を「第 11 条第 5 項」に改め、同表 製造所等の位置、構造又は設備に関する基準違反（法第十二条第一項）の項中「第十二条第一項」を「第 12 条第 1 項」に改め、同表 製造所等の緊急使用停止等（法第十二条の三）の項中「第十二条の三」を「第 12 条の 3」に改め、同表 製造所等における危険物保安監督者の未選任等（法第十三条第一項及び第三項）の項中「第十三条第一項及び第三項」を「第 13 条第 1 項及び第 3 項」に改め、同表 予防規程未作成等（法第十四条の二）の項中「第十四条の二」を「第 14 条の 2」に改め、同表 製造所等の定期点検未実施等（法第十四条の三の二）の項中「第十四条の三の二」を「第 14 条の 3 の 2」に改め、同表 危険物の運搬に関する基準違反（法第十六条）の項中「第十六条」を「第 16 条」に改め、同表 移動タンク貯蔵所による危険物取扱者無乗車での移送（法第十六条の二第一項）の項中「第十六条の二第一項」を「第 16 条の 2 第 1 項」に改め、同表 ㉑ 製造所等における事故発生時の応急措置未実施（法第十六条の三第一項）の項中「第十六条の三第一項」を「第 16 条の 3 第 1 項」に改め、同表 ㉒ 少量危険物貯蔵取扱所の貯蔵・取扱基準違反（条例第三十条及び第三十一条）の項中「第三十条及び第三十一条」を「第 30 条及び第 31 条」に改め、同表 ㉓ 指定可燃物貯蔵取扱所の貯蔵取扱基準違反（条例第三十三条及び第三十四条）の項中「第三十三条及び第三十四条」を「第 33 条及び第 34 条」に改める。

別表第 2 中「法第 8 条の 2 の 3 第 6 項」の次に「及び法第 36 条第 1 項において読み替えて準用する法第 8 条の 2 の 3 第 6 項」を加える。

別表第 3 中「法第 8 条第 4 項」の次に「及び法第 36 条第 1 項において読み替えて準用する法第 8 条第 4 項」を、「防火管理者」の次に「及び防災管理者」を加える。

第 8 号様式中「消防法第 8 条の 2 の 3 第 6 項第 号」を「消防法第 8 条の
消防法第 3 6 条
2 の 3 第 6 項第 号
第 1 項において読み替えて準用する消防法第 8 条の 2 の 3 第 6 項第 号」
に
改める。

附 則

この訓令は、平成 2 1 年 6 月 1 日から施行する。

津市消防本部訓令第 3 号

消防本部

津市火災予防査察規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 1 年 5 月 2 9 日

津市消防長 中 西 秀 輝

津市火災予防査察規程の一部を改正する訓令

津市火災予防査察規程（平成 1 8 年津市消防本部訓令第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市火災等予防査察規程

第 2 条第 1 号中「火災予防上」の次に「及び災害対策上」を加え、同条第 3 号中「防火管理者、統括防火管理者」を「統括防火管理者、防火管理者、統括防災管理者、防災管理者」に改める。

第 7 条第 6 号及び第 7 号、第 8 条第 1 項、第 9 条第 2 項、第 1 1 条第 1 項並びに第 1 3 条中「火災予防上」の次に「及び災害対策上」を加える。

第 1 4 条中「防火」の次に「及び防災」を加える。

附 則

この訓令は、平成 2 1 年 6 月 1 日から施行する。

津市消防本部訓令第 4 号

消防本部

津市消防署の組織に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 1 年 5 月 2 9 日

津市消防長 中 西 秀 輝

津市消防署の組織に関する訓令の一部を改正する訓令

津市消防署の組織に関する訓令（平成 1 8 年津市消防本部訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 庶務予防担当の項中第 1 1 号を第 1 2 号とし、第 6 号から第 1 0 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 5 号中「防火管理者」の次に「及び防災管理者」を加え、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号の次に次の 1 号を加える。

自衛消防組織の設置（変更）届出の受理に関すること。

附 則

この訓令は、平成 2 1 年 6 月 1 日から施行する。

津市教育委員会告示第4号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成21年5月20日

津市教育委員会

委員長 中西 智子

- 1 招集の日時 平成21年5月21日(木)午後2時30分から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件
 - (1) 津市通学区域審議会委員の一部委嘱替えについて
 - (2) 津市就学指導委員会委員の一部委嘱替えについて
 - (3) 津市社会教育委員の一部委嘱替えについて
 - (4) 津市図書館協議会委員の一部委嘱替えについて
 - (5) 平成21年度津市一般会計補正予算(第1号)〈教委所管分〉について

津市選挙管理委員会告示第 3 1 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 2 条第 1 項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので同法第 2 3 条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 1 年 5 月 1 9 日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 縦覧の場所 | 津市選挙管理委員会事務局 |
| 2 | 縦覧に供する期間 | 平成 2 1 年 6 月 3 日から同月 7 日まで
(毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで) |

津市選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第1項の規定により
在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官、最終住所及び生年月日を記
載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので同法第30条の7第2項の規
定により告示する。

平成21年5月19日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

- | | |
|------------|--|
| 1 縦覧の場所 | 津市選挙管理委員会事務局 |
| 2 縦覧に供する期間 | 平成21年6月3日から同月7日まで
(毎日午前8時30分から午後5時まで) |

津市監査委員告示第4号

平成21年3月26日に提出された「津市職員措置請求書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき行った監査の結果を、同年5月20日に下記のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

平成21年5月28日

津市監査委員	岡	部	高	樹
同	田	端	隆	登
同	水	谷	友	紀子
同	山	中	利	之

記

第1 請求の受理

1 受理年月日

本件監査請求書は、平成21年3月26日に受理した。

2 請求人

田中 守（津市高茶屋小森町2619番地5）

3 請求の概要

本件監査請求書及び事実証明書の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

なお、法第242条第6項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、証拠の提出及び陳述はなかった。

（1）主張の要旨

市（久居総合支所建設課）は、「平成19年度 久建第1 - 6号 野田池、天神川清掃業務委託」（以下「本件業務委託」という。）について、平成19年4月27日付けで野田池水利組合（以下「水利組合」という。）を受託者とする委託契約（以下「本件契約」という。）を締結し、平成20年3月27日付けで委託料（以下「本件委託料」という。）を支出したが、本件契約の締結及び履行並びに本件委託料の支出は、次の理由により違法かつ不当である。

ア 本件業務委託の原因となるべき理由がないこと

旧久居市が野村第 1 号雨水幹線から野田池に流入する手前に直径 900 ミリの排水管を設置した以降は、土砂が野田池下流の農業用水路にまで流入することはない、さらに、農業用水路の通常の維持管理は、利水者である水利組合が行うべきであるから、市が本件業務委託を行う理由はない。

イ 本件業務委託は架空であること

本件業務委託の委託場所を「津市久居野村町地内」としているが、同地内に野田池、その下流の農業用水路及び天神川は所在せず、水利組合に補償的性格の「カネ」を支払うための架空の業務委託である。

ウ 随意契約等が法令に違反すること

本件契約は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。)第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を理由とする随意契約で締結されているが、同号の趣旨を逸脱しており、さらに、津市契約規則(平成 18 年津市規則第 40 号)第 10 条に定める 2 人以上の者からの見積書を徴取しておらず、同条に違反する。

エ 契約不履行があること

本件業務委託に係る汚泥量 58 立方メートルを処理した状況は不明であり、排水路清掃業務は履行されていないと断定せざるを得ない。

オ 本件業務委託の再委託の事実がないこと

本件委託料のうち 20 万円が町屋地区農家代表者に支払われているが、同地区農家代表者らによる排水路清掃業務が行われた事実はない。

カ 本件業務委託が事務分掌規則に違反すること

野田池、その下流の農業用水路及び天神川の所在地は、高茶屋小森上野町地内であるが、津市事務分掌規則(平成 18 年津市規則第 6 号)別表第 2 に定める所管区域から見て、本件業務委託は、久居総合支所(建設課)の所管ではなく、津市事務分掌規則に違反する。

キ 本件業務委託が処務規程に違反すること

本件業務委託に係る設計(見積)金額は、50 万円を超えているが、水利組合からの見積書徴取伺いの決裁において、副総合支所長の決裁を受けておらず、津市支所及び出張所処務規程(平成 18 年津市訓令第 1 号)に違反する。

(2) 市の被った損害

市は、本件委託料 4 9 万 5 , 0 0 0 円相当の損害を被った。

(3) 求める措置の内容

監査委員は、市長に対し、市の被った損害を補填させるための必要な措置を講ずべきことを勧告せよ。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

監査対象事項については、次のとおりとした。

(1) 本件契約の締結及び本件委託料の支出命令に係る監査請求は、適法な監査請求であるか否か。

(2) 本件委託料の支払は、故意又は重大な過失による法令違反の事実があるか否か。

2 監査の手続

監査の手続については、本件業務委託が平成 2 0 年 4 月に建設部津南工事事務所に引き継がれたため、同事務所から関係文書入手し、関係職員に陳述を聴取した。

第 3 監査の結果

1 確認した事実の概要

本件監査請求について、確認した事実の概要は、次のとおりである。

(1) 本件契約の締結及び本件委託料の支出命令に係る事実

久居総合支所建設担当参事(当時。以下「建設担当参事」という。) は、平成 1 9 年 4 月 2 3 日付けで本件業務委託に係る予定価格を 4 9 万 5 , 0 0 0 円(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。) と決定し、同月 2 7 日付けで令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号を理由とする随意契約の方法による「野田池、天神川清掃業務契約の締結について(伺い) 」を決裁し、同総合支所建設課長(当時。以下「建設課長」という。) は、同日付けで「支出負担行為伺書」を決裁した。

本件契約は、本件委託料の金額を 4 9 万 5 , 0 0 0 円として、市長名により同日付けで締結された。

なお、平成 21 年改正前の津市支所及び出張所処務規程（以下「支所等処務規程」という。）第 9 条（別表第 5）は、契約に係る予定価格の決定に関すること、工事又は製造の請負に係る調査等以外の委託料の支出負担行為及び執行に関すること、**「50 万円未満のもの」**は課長の専決事項としている。

建設課長は、平成 20 年 3 月 10 日付けで水利組合から提出された「委託業務完成報告書」、「平成 19 年度野田池、天神川清掃業務委託写真帳」の収受を決裁し、同課職員は、本件業務委託に係る委託場所（野田池下流の水路及び天神川）の現地検査を行い、検査状況を写真 7 点に記録した。

建設課長は、同日付けで本件業務委託に係る「委託業務完成認定書」（以下「委託業務完成認定書」という。）を決裁し、同月 18 日付けで本件委託料の「支出命令書」（以下「支出命令書」という。）を決裁した。

（2）本件委託料の支払に係る事実

支出命令書は、水利組合から提出された本件委託料の請求書（請求金額 49 万 5,000 円）委託業務完成認定書が添付された上、平成 20 年 3 月 19 日に収入役室（当時）の審査に回され、副収入役（当時。以下同じ。）は、本件委託料の支払の決定を決裁（当該決裁の日は、支出命令書の記載内容から見て、平成 20 年 3 月 19 日から同月 27 日までの間であると考えられる。）し、同月 27 日に本件委託料の支払をした。

2 結論

本件監査請求について、監査対象事項ごとに次のとおり判断した。

- （1）本件契約の締結及び本件委託料の支出命令に係る監査請求については、適法な監査請求であると認めることはできない。
- （2）本件委託料の支払に係る監査請求については、故意又は重大な過失による法令違反の事実があると認めることはできない。

3 結論に至った理由

上記の結論に至った理由は、以下のとおりである。

（1）本件契約の締結及び本件委託料の支出命令に係る監査請求について

財務会計行為を対象とする監査請求は、「当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをすることができない」（法第 242 条第 2 項本文）とする監査請求期間を定めており、監査請求が適法であるためには、同項ただし書が定める「正当な理由」があるときを除

き、監査請求期間内に行われたものであることが必要である。

そこで、先ず、同項本文が定める「当該行為」の意味を検討すると、公金の支出は、広義の意味において、支出負担行為（支出の原因となるべき契約の締結その他の行為）及び支出命令がされた上、支払がされるもので、これら３つの財務会計行為は、一連の手続ではあるものの、支出負担行為及び支出命令は、普通地方公共団体の長の権限に属するのに対し、支払については、収入役（当時。以下同じ。）の権限に属し、これらの権限は、委任等により各別に補助機関に委譲することも可能で、その適用される財務会計法規の内容も同一ではなく、それぞれに独立した財務会計行為であると考えられる。

そして、財務会計行為の違法又は不当を主張する監査請求においては、これら公金の支出を構成する財務会計行為のいずれを対象とするかによって、監査すべき機関の権限、要件などの内容が異なることになる。

このように考えると、同項本文が定める「当該行為」とは、支出負担行為及び支出命令並びに支払といった、それぞれに独立した財務会計行為をいうものと解するべきであり、これらの財務会計行為を併せて監査請求の対象事項とする場合においても、監査請求期間は、それぞれ「当該行為」のあった日から各別に計算すべきものと解するのが相当である（同趣旨／平成１４年７月１６日最高裁判所第三小法廷判決）。

これを本件監査請求について見ると、建設担当参事が決裁した本件契約の締結日は平成１９年４月２７日、建設課長が決裁した本件委託料の支出命令日は平成２０年３月１８日であり、平成２１年３月２６日に提出された本件監査請求書は、これら「当該行為」のあった日からいずれも１年を経過した後、提出されたものであるというほかない。

さらに、「正当な理由」について見ると、請求人は何ら主張していないが、「正当な理由」が認められるのは、当該行為が秘密裡になされ、１年を経過して初めて明らかになった場合などに限られることが前提要件であり、本件契約の締結及び本件委託料の支出命令は、財務関係法規の定めるところにより公然と行われたもので、その過程において秘密裡に行われたという事実は認められないことから、「正当な理由」がないことは明らかというべきである。

以上のことから、本件契約の締結及び本件委託料の支出命令に係る監査請求は、監査請求期間を経過してなされたものとして、不適法たる評

価を免れないものと判断した。

(2) 本件委託料の支払に係る監査請求について

収入役は、普通地方公共団体の長の支出命令があること、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認した上でなければ、支払をすることができない(法第232条の4)が、収入役又はその権限に属する事務を専決することができる職員等が、故意又は重大な過失により法令に違反して支払等をし、当該普通地方公共団体に損害を与えた場合は、法第243条の2第1項に基づき、その損害を賠償しなければならない。

これを本件監査請求について見ると、支出命令書には、水利組合から提出された本件委託料の請求書のほか、支所等処務規程第9条に基づき本件業務委託の執行について専決することができる建設課長が作成した委託業務完成認定書が添付されており、副収入役は、これにより当該支出負担行為(本件契約の締結)に係る債務確定の確認をした上、本件委託料の支払の決定を決裁したものと認められる。

このことは、支出負担行為に係る債務確定の確認方法について定めた津市会計規則(平成18年津市規則第42号)第43条第2項本文に違反するものではなく、また、本件契約の締結及び本件委託料の支出命令に明白な違法性を看過したとも認められないことから、本件委託料の支払の決定及び支払において、故意又は重大な過失による法令違反の事実があるとは認められないと判断した。

以上